

午前10時3分 開会

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成11年第4回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めております。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番 大森和夫君、6番 松本雪美君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月13日から12月17日までの5日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日12月13日から12月17日までの5日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めておりますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成11年第4回泉南市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から本市の発展と市民生活の向上のため御尽力をいただいておりますことに対しまして敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。

さて、本議会には泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定など、議案20件を御提案させていただいております。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりますのでのあいさつとさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） 次に、日程第3、一般質問

を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず初めに、4番 市道浩高君の質問を許可いたします。市道君。

4番（市道浩高君） おはようございます。平成11年第4回定例議会の一般質問におきまして、トップを飾らせていただく喜びをかみしめながら始めさせていただきます。清和会の市道浩高でございます。

大綱5点において質問を行いたいと思っておりますが、第3番目の衛生問題につきましては、事前に原課との打ち合わせの中で解決をいたしましたから、これを取り下げたいと思っております。

大綱第1点目の街づくりについて御質問をしたいと思います。

我が国においては、戦後五十数年を経て急速な経済成長を遂げてきた今、大きな転換期に差しかかっており、急速に進んできた都市化がピークアウトを迎えつつあります。したがって、これからの街づくりを考える上においては、市街化の再編・再整理に取り組む時期に来ているものと私は考えているところであります。

このことは、国レベルにやまらず、本市においても当然考えていかなければならない問題と思っております。我が泉南市を見ますと、海・山と緑豊かな自然環境を有するまちであり、このことを踏まえ、臨海部においては空港の立地する優位性を生かした街づくり、また内陸部においては駅前再開発等の取り組み、山手丘陵部においては自然環境等を生かした住空間の創出と、本市の特性といえますが、ポテンシャルを生かした街づくりに邁進されているところであります。

そこで、現在、新家丘陵部において約18ヘクタールの大規模な住宅開発がなされております。この開発の隣接地には旧市街地集落があり、また高度成長期の住宅開発による新市街地が立地しておりますが、この開発は、周辺環境また隣接する住環境等を、広い上からの環境面をどう考えているのか、街づくりの観点からお伺いしたいと思

ます。

2点目といたしまして、新家駅より山手側の既存集落内の細街路対策についてお聞きいたします。新家駅前の交通渋滞問題もさることながら、新家駅から山手側の地区内の道路につきましては、あるところでは車の対向もままならないような状態であります。このような箇所について、抜本的解決策はどう考えておられるのか、お示ください。

大綱2点目、墓地問題について、既存墓地の拡張について御質問します。

人は皆、現世最後に眠る場所が墓地であり、あの世へ旅立つ場所であるところが墓地であると思うわけですが、だれしも永遠の眠りにつく場所としては、なぜか自分が生き、通いなれた場所がよいと大半の方が言われる。そんな墓地の管理運営といったことが各区に任されているとのこと。そうした場合、既存墓地の拡張という面でお答えください。また、墓地公園計画の進捗状況についてもお示ください。

大綱3点目、教育問題としては、1点目に施設について御質問します。

施設の改修につきましては、本市の財政が逼迫した中であっては大変であると思うわけで、この前もうちの子供の行っている学校の屋根の雨漏りがとまって、気持ちよく学校に通ってますといったことに対しては評価するところであります。とともに、大変な苦勞や工夫があると思うのですが、よければお聞かせ願えますか。

2点目、教育体制について御質問します。

昨今の新聞紙上には、未成年者の凶悪な犯罪がよく見受けられますが、本市におきましては教育長の指針が教育基本法にのっとった計画であることは言うまでもありませんが、現実の現場ではまだそのことが本当に生かされているのかなと思う事例があるように聞いています。

例えば、市内の中学生を見たり、うわさを聞いた小学生が、僕も中学生になったら遊ぶねん。小学生の間は勉強しても中学生になったら遊ぶねんと、ごく普通の小学生がそういう言葉を言ったということを父兄の方から相談を受けたときには驚きました。学校教育の中で個性や知識を引き出し、伸ばしていってくださるのは先生であるものと思

うのですが、そういったことに対しても先生個人個人、得手不得手があるとは思いますが、生徒が先生を選べるわけではありません。そういったことも踏まえた上でお答え願いたいと思います。

大綱4点目の消防問題について、分団施設について御質問します。

阪神・淡路大震災より早くも4年、あの教訓を忘れることなく、今また消防分団のあり方を考えてみたいと思います。大震災のときもそうだったと思いますが、各地区においての働きには、地区において密着した働きがあったとマスコミで知らされました。

本市においても各地区に消防分団があります。火災のときや災害時には本当に頼りにされているわけで、そんな分団の方々の本部であります車庫のことについての話をお聞かせ願います。例えば、耐用年数でありますとか車庫の広さでありますとか、わかる範囲で結構ですでお答え願います。議長（嶋本五男君） ただいまの市道議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 1点目のまちづくりについての基本的考え方について、私の方から答弁をいたします。

本市の第3次泉南市総合計画におきましては、目標人口を8万人に設定をいたしまして、各地区の特性に基づいた計画的な市街地の誘導と既成住宅地の改善を進め、良好な住宅地の形成に努めるといたしております。特に丘陵部においては、その貴重な森や林を住宅地の周辺に生かし、自然の保全と調和した住宅形成を推進するというふうにいたしております。

議員御指摘ありましたように、本市の自然的特性を生かしたまちづくりを進めるとというのが最も大切だというふうに思っておりまして、私も「水・緑・夢あふれる生活創造都市」の実現を目指しているところでございます。

なお、詳細につきましては担当部より御答弁を申し上げます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。事業部長（山内 洋君） 市道議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思

まず、まちづくりについての件でございまして、

これの特に新家の新屋和不動産株式会社が大規模開発しておることについてお答えをさせていただきたいと思います。

本開発の計画を申し上げますと、市域の丘陵部に立地することから、恵まれた自然環境を生かして、住宅地形成を図る計画となっておりますのでございます。

土地利用におきましては、周辺環境との調和と保全を図り、現状の地形の特色を考慮した効率的な整備を図りながら、特に近郊緑地保全区域の利用については、極力自然を残して公共公益性を考慮した利用計画として、水道事業の第7次拡張事業整備変更に対応した配水池の整備もあわせて行っておるところから、まちづくりの推進に寄与するものとともに、市の総合計画に適合するものとなっていると考えておるところでございます。

したがって、この計画を将来にわたって遂行する必要があり、環境保全の面より大阪府自然環境保護条例に基づく協定の締結、さらには良好な住環境を図る上からも、建築協定等を考慮して、隣接する住宅地、集落地としては一体となった都市形成の促進が図られるものと考えておるところでございます。

続きまして、道路についての御質問でございますが、既成集落内の細い道路の整備についてお答えをさせていただきます。

泉南市は歴史的にも古いまちですので、新家に限らず旧住宅の中には細い道路がたくさんございます。基本的な対応といたしましては、新家駅南地区の地区計画にも定められているように、規制と誘導をもって長期的に整備をしていく方法をとっております。また、建築物の建てかえ時には、セットバック等による指導を行い、拡幅整備を図るということでもあります。さらに、道路側溝のふたがけによる拡幅整備も事業手法の1つであります。

いずれにいたしましても、沿道の関係者の理解と協力が不可欠でございますので、これについては極力今後とも関係者の同意を得ながら事業対応を展開してまいり所存でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いたします。  
議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 市道議員の既存墓地の拡張問題について、私の方から御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、現在本市におきましては市営の墓地はないわけございまして、既存の墓地につきましては、町村合併以前から各地区にありました墓地を使用しておるのが現状でございます。維持管理につきましても各地区におきまして行っておるところでございますが、既存墓地の拡張につきましても、我々各市民から要望があるわけでございますが、それらにつきましては、すべて各区分で行われているのが現状でございます。

議員御質問の永眠の地としての墓地につきましては、新しく本市に移り住んでこられた方々からの要望も高まりつつあることは、私の方で承知いたしておるところでございます。そのような観点から、現在泉南聖苑計画の中で墓地公園を整備してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、聖苑計画の施設整備を進めるため、現時点では周辺各地区の御理解をいただくよう、事務担当といたしましては全力を傾注しておるところでございますので、いましばらくお時間をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 私の方からは学校施設について御答弁申し上げます。

教育環境整備の充実を図るため、可能な限り施設の改善に努めてまいっておりますが、各施設とも竣工から相当な年数が経過しており、老朽化が進み、改修の必要性が生じておりますことは認識いたしております。小規模修繕につきましては、学校・園の現場とも十分協議の上、対応してまいりたいと考えております。また、大規模改修につきましては、今日厳しい財政状況にあるため、計画的に実施すべく努力してまいりたいと考えております。

生徒の皆様方や学校関係者の皆様方には多々御不便をおかけいたしますが、今後とも可能な限り学校施設の整備充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 教育問題の中の教育体制について御答弁申し上げます。

しつけ不在と言われて久しく、またしつけを学校に依存する保護者がふえてきておる現状がございます。しつけは、本来家庭で行うもので、子育てと密接に関係しているはずであります。子育てもしつけも軽視されてきているのではないかとと思われる場合がございます。

そんな中、教育委員会としましては、すべての児童・生徒に秩序ある学校生活を保障し、主体的に生きる力や社会性を育成するためには、集団生活における規範意識を磨き、さまざまな生活体験や自然学習を重視して、情操など豊かな感性を育て、公共的責任感や道徳心を養っていききたいと考えております。

それに、地域の人材を活用し、授業の講師やクラブ活動、学校行事等で指導者として招聘することは、教育内容の多様化や実技指導の充実を図る上で有効であり、児童・生徒の社会性や勤労観の育成、魅力ある学校づくりへの契機になるなどの効果があり、積極的に取り組むように指導してまいりたいと考えております。

さらに、教職員に対しましては、カウンセリング講座等の研修会を実施し、児童・生徒の小さなサインを見逃すことのないように、そして子供たちに細やかな気配りができ、心遣いができるように、今まで以上に指導していききたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 議員御質問の件についてお答えいたします。

鳴滝分団車庫につきましては、昭和46年12月に建築されたものであり、現在28年経過いたしております。この分団車庫の敷地は、浄光寺住職より借り上げている状況であります。地主より車庫に隣接する浄光寺の建造物が築300年が経過、老朽化による建てかえが必要であることから、借地の引き渡し要望があったところであります。

この要望に基づき、鳴滝分団と分団車庫の移転について鋭意協議したところ、消防車両の出動が容易である等の諸条件を満たす分団車庫移転地を

現在調査いたしております。

今後、鳴滝分団車庫新築工事について、財政当局と協議を図るとともに、鳴滝分団と協調しながら移転先の確保に努め、着手できるよう努力したいと思っております。

なお、車庫の広さにつきましては、各分団所有の車両が入庫中、整備作業等ができる広さの車庫と考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） それでは、順次再質問に入らせていただきたいと思います。

街づくりにつきましてはの新家丘陵部においての大規模開発に対しまして、既存する周辺集落との環境汚染と申しますか、そういったことに対してどのように考えておられるのか、いま一度お聞かせ願いたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほど申しました新家の大規模開発、新星不動産株式会社が開発を行っております部分でございますけれども、今現在第1期の分につきましては約8割程度、また第2期の工事につきましては一部地権者との継承がございましたが、地権者との協定と申しますか、約束事に基づきまして、遊水地の工事も既に終わっておりまして、今年中には供用ができるのではないかなというふうに思っております。

かなりの進捗状況で進んでおるわけでございますが、先ほど議員御質問ございました周辺の旧村落と申しますか、市街地との共存共栄ということでございますが、環境面におきましては環境悪化とかそういうものは、住宅地でございますので影響はないのではないかなと。工事中につきましては、今まである程度の迷惑がかかったというように存じておりますが、開発が完了すれば近くの集落の住民ともうまくいくのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、近郊緑地内に設置いたします公共性を持たした施設、これらの利用も可能となります。また、公園とか緑地とか、そういうような利用についても、団地だけの人ではなしに、泉南市域全体の住民の方の利用も可能になるというふうに考

えておりますので、私どもといたしましては早く事業が完了することを願っておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） たしか今、まだ開発に関しましては土壌づくりにかかられておるところではあると思うのですが、住宅を開発される際につきましては、1工区と2工区、2回に分けてされる方式をとられると思いますが、1工区目がどのような形になっていくのかということ、わかる範囲で結構ですので、お聞かせ願えますでしょうか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほども申しましたように、1工区、約100戸程度でございますが、これにつきましては、宅盤の整備、また道路の整備等は8割方完了いたしまして、来年度ぐらいには工事としては完了するのではないかなというふうに聞いておるところでございます。

泉南市の住宅政策に沿った民間の事業でございますので、できるだけ早く完成して、新しく住民がお住まいになられるというふうなことを願っておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） それでは、次に墓地問題の方に移らせていただきたいと思いますが、今現在墓地公園計画の方は進捗しているというお話であったかと思うのですが、そうしますと、今の既存墓地の数におきまして、現実墓地を求めたいと言われる方について、どういうふうな形をとられるおつもりなのか。行政としてどういう形をとっていきこうとされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 市道議員の墓地問題について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、既存墓地につきましてはほとんどの地域におきましてもう新たな提供はできないような状況になってございまして、市民の方々から墓地の照会等、私どもにあるわけでございますが、現状におきましては本市に民間墓地も多々あるわけございまして、その辺の紹介、また大阪市が行っております阪南、岬にござい

準公営といいたしでしょうか、公の施設等を紹介いたしておるところでございます。

また、本市直営の墓地が必要であるという方々につきましては、もうしばらくの間御辛抱願いたいという説明をいたしまして、御理解をいただいているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） 一番最初の質問の中でしゃべらせていただいたとは思いますが、自分が生き、通いなれた場所がよいと大半の人が思われていることは、これ現実にあるわけですので、ですから既存の墓地の拡張を図れるものならば図っていただきたいと思うのが心情でありますけれども、拡張に関しましては府の埋葬法など、いろいろ土地購入とか手続が大変であると思うのですが、そういった観点からお話をお聞かせ願えますでしょうか。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 市道議員の再度の御質問でございますが、既存墓地の拡張についてでございますが、ある区でございますが、現実に墓地の拡張を行った区もございまして。その場合の手続につきましては、大変煩雑な事務がありまして、区独自の申請等については無理ではなからうかと私も考えてございます。

そのような観点から、墓地の拡張等につきましては、環境整備課の方で各種事務手続につきましては、十分御協力申し上げまして完成に持っていきたいと、このように考えてございます。ただ、既存の墓地につきましては、いずれも用地の買収難、また現在では住宅と密集いたしておりまして、すぐさま拡張できないような状況が現実でなからうかなと考えてございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） 先ほどから言われておりますように、墓地公園に関しましては、いつまでかかるのかということと、それに対しまして既存の墓地を拡張する形をとるとどういふふうに変ってくるのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 私ども現在進めてございます墓地公園計画につきましては、あとの程度かかるのかという御質問であったかと思いますが、現在地元周辺区には十分説明申し上げまして、御理解をいただくよう努力いたしておるわけですが、現時点では着手を行ってよいというような同意までいただいておりますので、これが一日も早く御理解いただきますよう説明を申し上げてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） ちょっと私がお伺いしたこととはかみ合っていないのではないかなと思うのですけれども、以後、計画に対しましては敏速な進捗を図られますようお願いいたします。

教育体制についての御答弁の中に、しつけは家庭でされるもので、学校だけではないというお言葉があったように思うのですが、それはもちろんであり、学校、家庭、社会自身が子供に対し、まちぐるみでしつけしていかなければならないというふうに私も感じておるんですが、しかし今の子供は家庭ではおとなしく、学校では群れをなして暴れるといったこともあって聞いておりますが、そういった面に関してはどのような対応をされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 議員御指摘のとおり、しつけにつきましては、私どもも家庭、学校、社会、まちぐるみになって育てていくものであるというように考えております。

お尋ねの家でおとなしく学校で云々につきましては、学校サイドにつきましてはできるだけ地域に出て、あるいは家庭訪問をして、子供たちの家庭での顔、地域での顔をしっかりと見るということで指導しているところでございますし、また御家庭におきましては学校の方にどんどん足を運んでいただきまして、学校での様子を知っていただくという取り組みを行っているところでございます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） そういうお考えでしたら、

先ほど御答弁いただいたしつけは学校に軽視されているというようなお答えはなるべくやめていただきたいなというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 以上で市道議員の質問を終結いたします。

次に、21番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

21番（北出寧啓君） それでは、議長からの指名をいただきまして、民主清和会、北出寧啓、一般質問に入りたいと思います。でき得れば市道議員の15分をいただければ幸いかと思います。よろしく願いいたします。

まず、教育問題について。

第1、学校改革。その学校評議会の具体的な展開についてお尋ねします。

学校評議会とは、学校崩壊と言われる時代、つまり学校が学校だけではもはや維持できない大衆消費時代に、学校が保護者や地域市民の協力を得て、未来を担う小・中学生のために、どのようにして学校を価値あるものに再興していくかに不可分にかかわるシステムです。

現在、本市の学校組織では、教員と保護者は実行委員会という形で組織され、そこでは学校と各地域の、主に生活指導にかかわる活動報告が行われていますが、それを越えるものではありません。

現在、泉南中学校では保護者の授業参加を実施しています。生徒とともに授業を受ける、できれば数学の計算、英語の単語学習等に補助としての指導に入る、騒然とした学級の秩序化に協力するなどを行っています。この段階まで来ると、当然授業運営をどうするかが教員と保護者の協議の対象になってきます。

11月に入って、PTA役員、学級委員等と各学年の教員とで、主に授業にかかわる学年評議会を開催しました。今後、学年別の評議会を定期的で開催し、先生、保護者の協業による授業運営を図っていくことにしています。

一方、泉南中学校のPTAは、泉南中学校区の区長を初め、その他の各種団体の代表や有識者の方々にも学校参加を訴えています。区長会は、PTAからの要請で、今PTAとは別個に学校問題を協議し、学校への地域参加の土台づくりに励ん

で来ています。その他、青少年指導委員会会長、防犯委員の方々からの協力も受けています。もう地域代表、生徒も参加する学校評議会をつくる段階にきています。

文部省も、学校長のあくまで諮問機関としてですが、主に保護者の協力を得るために学校協議会の設置を考えています。つまり、どのような立場からであれ、崩壊と解体の危機にある学校の現状を打開するためには、地域、保護者の協力は不可欠であるとの認識では一致しているわけです。

しかし、参加民主主義の時代に、教育委員会が学校に権限の多くを譲渡するのは理解できるにせよ、職員会議、学校協議会にしても、その権限をすべて校長に帰属するという新制度の時代錯誤は甚だしいものがあります。仮に学校にかかわる権限を校長にすべて集中させるとすれば、校長の資質を我々は不断に問わなければならなくなります。

アメリカでは、教員は7年目になると大学院で修士号を取る、校長は教育学の博士号を持たなければならない等のシステムが整備されつつあります。日本ではそんなことは問題になってはいません。

逆に、本市の教育委員会、学校の人事のあり方を見ると、学校の現場教員を教育委員会に配転させ、中間管理職として10年有余の勤務の後で学校の校長、教頭に赴任させています。これでは浦島太郎です。新任の校長は、学級崩壊、不登校、暴力、恐喝等が山積する学校現場を、その詳細に及んで知ることもないまま巨大な権限だけを持たされ、各中学校に赴任するわけです。

現在、本市の4中学校のうち2人が元小学校教諭であり、さらにそのうちの1人は学校の縁の下の力持ちである教頭の経験がありません。これでは赴任して現場の指揮をとれといったところではあるものではありません。こうしたケースでは、管理職が実際に現場の指揮を、しかもその能力があるとして、とれるようになるには少なくとも2年くらいはかかるでしょう。

生徒は一回性を生きているわけです。1日の猶予も許されていません。一体、苦しい状況に置かれた生徒はどうなるのでしょうか。日々生徒の速度に合わせた迅速な決断をしていかなければ、中学

校は荒廃するばかりです。そのとき生徒一人一人の人権、つまり授業を受ける権利、安全な学校生活を送る権利等は一体どうなるのでしょうか。

中間管理職の役割と校長の育成についてお聞きします。また、こうした人事、つまり強いリーダーシップが要求される校長人事を、その環境を整えることなく配置することの正当な根拠をお示ししていただきたい。また、このような人事であると、管理職も教員も生徒も悲劇です。

高度成長を終え大衆消費社会を生きる生徒は、学校に価値を置くことなく、そしてナショナリズムを含めた国家の威信が解体してきた時代に、先生の権威はほぼ失墜しています。一方、高度成長の過程で地域共同体もほぼ解体し、地域社会の最低限の良識すらほとんど失われています。

つまり、旧来の学校制度においてよりもはるかに学校運営が困難な時代に、学校長は単に学校現場の状況どころか、その背後にある政治制度や市場経済の流れ、例えば日本の高度成長を牽引してきた旧来のケインズ型経済システムと、グローバル時代に市場開放を迫る新古典派経済システムの間を動揺し、根本的な経済政策を出せない政府のあり方、あるいは地球危機の時代の社会システムなどにかかわって、その世界認識を持たなければ務まりません。当然、教育長、教育委員にもそれが求められます。現代とはそういう時代なのです。

結論づけて言えば、学校崩壊の危機にあって、政治、経済、社会、文化の総体を見通したアクチュアルな時代認識を持ち、かつ日々の確な判断を示し、思い切った決断をしない限り、教職員、生徒、保護者を包摂した学校というシステムの中で、校長は強烈な指導性を発揮することはできないでしょう。

文部省の言う空文句のリーダーシップの実態とは、そういうことなのです。文部省がおかしいのは、掲げるスローガンが明確な根拠、条件を伴って語られず、ひたすら空虚な理念として提案されてくることにあります。花火は打ち上げるものの、これではむなしく夜空に消えるばかりです。次から次へと新しいデザインの花火は打ち上げるものの、現実の改革にはなかなかつなげてはきません。当然、学校現場の実態把握に乏しい文部省官

僚の机上の作文に、教育委員会、学校が右往左往するだけでは、一向に生徒の悲劇は絶えるはずがありません。

地方分権法が一括決議され、地方の独自性が求められている時代に、教育委員会は一体その独自性をどのように発揮するのでしょうか。

校長、教育長、あるいは教育委員のリーダーシップについて、教育委員会の考えるところをお聞かせ願います。また、現実の学校と直接的関係にある市教育委員会が主催して民間人も交えた教育懇話会を設立するよう提案いたします。

さて、話を戻しますが、学校評議会は、管理職、教職員、保護者、生徒の代表が集い、協議し、方針を打ち出し、共同で学校運営を行う、そして責任はともに分かち合う、そうした性格を持っています。それは、現代の閉塞した政治、経済、社会制度を越えるシステムづくりと不可分につながっているのです。

校長や教員がかつての権威を失った時代に、弱い存在としての学校がその活力を得るには、保護者、地域、総じて同じように弱い存在である市民と連帯するしかありません。学校、保護者、地域の粘り強い共同の営みの中で、逆に学校から市民社会に未来の共同体のあり方を提示することもできるのです。

学校評議会について本市教育委員会のお考えをお聞きします。また、教育委員の中に中学校教育のエキスパートがいるのかどうかもお尋ねします。教育委員に中学校の専門家がいなくて、中学校長に中学校教諭出身者が少ないとすれば、教育委員会の無責任さが露呈するばかりです。

次に、共同体づくりの第1段階としての学級づくりについてお尋ねします。

先月、泉南中学校で集団暴行事件が起こったとき、学校の対応が遅く、かつ不十分で、区長会や保護者の反発を招きました。役員会は早急に全校集会での訴え公開と説明、そして学級ごとの話し合いをするよう要請しましたが、遅々として進まず、業を煮やした役員会が役員会通信で公表する形で公になりました。

ある先生方は、学級は話し合いができる状況ではないと言います。しかし、とりわけ現在の3年

生とその保護者の多くが、学校や先生に対して強い不信感を抱いている大きな要因として、突発的な事件に際して、学級での話し合いによって直接自分に関係のない出来事も自分の問題であるという形で共有し、ともに打開の道を探し、その中で共同体としての連帯感を獲得するといった困難な過程を回避してきたことがあります。

卵が先か鶏が先かというトートロジーはやめましょう。真実は以下のごとくです。生徒には学活、あるいは討議する能力がないのではなく、多くの先生にその能力を現実化する組織された技法がないのです。

しかし、学級共同体をつくるに当たって、ディベートや議論による生徒の討議能力を養うことが、今一番重要なことなのです。残念ながら多くの先生に討議能力はありません。大抵の大学生がそうであるように、多くの先生はそうした能力を訓練する機会もないままに先生になっているのです。英語教諭の資格を取るのに、会話能力が最小限にしか位置づけされていないのと同じことです。

学級共同体をつくるに当たって一番用心しなければならないことは、異質な人間を差別し排除しようとする傾向です。日本では村八分、ヨーロッパでは魔女狩りという言葉があります。つまり、共同体の団結を強めるには、異質なものをいけにえにして排除することが一番手っ取り早いのです。

ある生徒が学級からはみ出しそうになったとき、それを学級の問題として全員が考え、それを学級で話し合い、学校・学級・学習にかかわって共同討議が行われていれば、学級の分裂は相当避けられるでしょう。しかし、その過程が脱落していれば、特定の生徒が排除され、残った生徒との溝は深まるばかりとなります。

異質なものとの触れ合いにおける共同体づくりについて、教育委員会の施策をお聞かせ願います。そして、授業、学活でのディベート、討議、ワークショップの重要性をどう考えているのか、その取り組みはどうなっているのか、お答え願います。

さて、全員の参加と討議による問題の共有と共同体づくりに発展するには、それ以前の取り組みとして担任や副担任が自分の学級の生徒一人一人との対話ができているかどうか問題となるので



す。

子細に観察すると、教員の人格は不問にするとして、それができている学級は確実に学級崩壊を免れているように思えます。泉南中学校を一べつしても、生徒の信望を得ている先生は、生徒一人一人と対話を欠かさず、休憩時間は生徒とともにあり、昼食時間は生徒と運動場で遊ぶ。夏季休暇も生徒とともにある、そういった無形の努力を積み重ねています。また、とりわけ2学年はすべて担任の先生が学級新聞を出し、生徒との交流を図っています。毎日のように学級新聞が出ているクラスもあります。

もちろん地方公務員としての教員にどこまで教科指導に加えて生活指導を求めるのかは難しい問題ですが、しかし学校が解体の危機にあって、すべての先生にこうしたことが求められるのも、仕方のないことだと思います。

教育委員会も学校もふれあいという言葉を頻繁に使用し、そうした催しもしていますが、中学校の学級づくりにかかわって担任の一人一人の生徒への触れ合いの大切さをどのように考え、またこれまでそのための指示をしたことがあるのでしょうか。あるとすれば、どのような形をとったのでしょうか、お示し願います。

次に、大阪府の財政危機を口実にした40人学級への移行措置に、教育委員会はどのように対応するのか。

現在、既に泉南中学校では、一例をとると1年生の英語の授業は、先生が2人入るチーム・ティーチングや分割授業ができず、1人の先生で行われています。残念ながら学級によっては騒々しく、授業が成り立ってはいません。保護者が入っても状態が少しよくなるだけです。来年以降は学級の環境条件はもっと厳しくなるだろうと推測されます。

泉南中学校あるいは樽井小学校での保護者参加の経験からしても、大衆消費社会で公立学校に価値を置かず欲望化する生徒40人を、1人の先生で授業を受け持つことができるということに、そもそも大きな時代錯誤が潜在しています。世界的趨勢にも反します。

しかし、大阪府の教員削減政策が来年から行わ

れることを見越して、本市教育委員会としてはどのようにして生徒の学習の権利、学級崩壊の危機を乗り越えていこうとしているのでしょうか。

例えば、現行の教育委員会の中間管理職に授業の一部を代行してもらうこと、あるいは一部の市町村が行っているように、市単独で非常勤講師を採用するとか、もちろん幼稚園、小学校の統廃合も改革の柱ですが、少ない予算で今後切り盛りすることを具体的に説明していただきたい。

学校崩壊の現状を見れば、教員削減は火に油を注ぐようなものです。また、中間管理職の授業参加によって、浦島太郎的な管理職の配置はなくなるわけですから、今後この問題は学校の管理運営、授業づくりに大きな展開を示すものと考えます。

次に、自転車置き場の移動について。既に何度も犯罪と暴力の巣窟としての自転車置き場の移動について、その施策の実施を求めています、一向にらちが明きません。

どうしたことが、なすがままにされている生徒にこれくらいは辛抱しろということなのか。これまでの行政当局の話し合いの経緯及び移動しないことについての説明を求めます。また、なきに等しい修繕費、需用費の増額はかち取られたのか、報告を受けたいと思います。

次に、環境問題について、環境権についてお聞きいたします。

私たちが長年取り組んできた環境保全、とりわけ干潟や川、ため池、里山などの保全について、市民運動を広範囲に展開するに当たって、私たち国民、市民の諸権利について確認しておきたい。

1992年に日本で環境基本法ができましたが、この法のキーコンセプトは、環境への負荷、地球環境保全、公害であり、さんざん議論された後、環境権という言葉は結局使用されませんでした。しかし、環境権は、現在基本的人権として最も重要な権利なのです。70年代初頭にこの環境権を日本で最初に提唱したのは、大阪弁護士会環境研究会であり、私たち大阪府民としては輝かしい伝統があるわけです。

さて、私たちの世代と未来の子供たちには良好な環境を享受する権利があり、環境法の最上位には、憲法25条の生存権及び13条の幸福追求権

があります。それに裏づけられた基本的人権としての環境権は世に認められつつありますが、その保障としての私法上の具体的権利としての環境権は、裁判所ではまだ認められてはいません。

しかし、地方自治体は、基本法の理念に基づいて条例を制定したり各種の行政措置をとるなど、環境施策を講じる義務や責任があります。行政当局としては、環境を主要な柱とする本市に早急に環境条例の設置を求めます。いかがでしょうか。川崎市では1993年、同年の環境基本法よりも先に条例を施行しているのです。

また、ドイツでは、1994年に環境情報公開条例が制定されていますが、本市も情報公開条例に続いて環境情報公開条例の制定をぜひ求めたいと思います。

今月の新聞報道では、樫井川が汚染度全国ワーストワンとなりました。旧来は近木川がワーストワンでした。それを機会に貝塚市は行政、市民、そして子供が一体となって近木川の再生に取り組みました。近木川フォーラムなど多種多様な取り組みを積み重ね、その結果貝塚市は汚名を回復し、今その汚名は泉南市、泉佐野市に移ってきているのです。

もちろん樫井川よりも大里川の方がはるかに汚染されていますが、法に基づく河川ではないのでランクづけされないだけなのです。河川に入った汚水は規制の対象にはなりません。したがって、大里川周辺の企業排水の完全な情報を周辺住民は必要とするのです。もちろん焼却施設からのダイオキシン量なども、当然その対象となります。

このように環境情報公開条例を制定し、それに基づいて市独自の監査をすることが、市民の基本的人権を守る上で必要なことだと思いますが、また環境権についてもお答えください。市長のお考えを聞きたいと思います。

最後に福祉問題について、介護保険とNPOなど、それを補うものについてお尋ねいたします。

間もなくミレニアムの新世紀に入り、それが黄金時代になるのかどうかはわかりませんが、介護保険は待たなしの段階に来ています。言うまでもなく、介護保険では国家・行政による措置制度から、利用者の選択による契約制度になります。

ここでは行政はもはやサービスの提供主体ではなく、市民である利用者の選択、自己決定、あるいはその権利を保障する役割に移行します。つまり、行政の役割は、サービス基盤の整備、利用者への情報提供、利用者とサービス提供者の間の適正な契約の推進、苦情処理、サービスの質の評価、そして生活支援システムの構築と地域で支え合うネットワークの確立といった形におおむね分けられるでしょう。

ここで問題にしたいのは、介護保険に外れた準要介護者を支援するための生活システムをどう構築するかということです。これまでに和気議員からも指摘されてきたことですが、介護保険では低所得者に対する配慮に欠けるものがあります。介護保険法では、事業計画づくりに住民参加を義務づけています。その点では、介護保険は今後の住民参加や自己決定の領域を拡大するきっかけになります。

しかし、一方では老齢福祉年金受給者や住民税非課税の低所得者からも保険料は徴収するわけです。また、特養の老人らは、自立あるいは要支援と認定されたら施設を出なければなりません。介護難民という言葉さえあります。また、住民参加、自己責任の下に、国や自治体が本来のサービス基盤整備、あるいは実際のサービスから手を引くということも生じてくるでしょう。

したがって、行政当局は、介護保険の運営責任及びそのアカウントビリティーの能力を高めるとともに、住民と介護保険を下支えするものとして、介護保険制度の準備と並行して、NPOなどによる街かどデイサービス等ケアネットワークの支援体制を確立しなければなりません。具体的には補助金等の財政措置を行う必要があります。この点に関してその取り組みを要請するとともに、その現状の報告を求めます。

さて、NPOの広がりに関して一べつすると、大量生産・大量消費を導いたフォードイズム、また国債の発行による公共投資で人為的に消費を喚起するというケインズ型経済政策の破綻、またそれによる地球環境危機に直面している現在、単なる規制緩和や市場経済のなれの果てであるアングロアメリカ式資本主義、つまりグローバリズムに

対抗し、市民の参加と連帯による新たな公共空間の創出が要請される中で、今NPOはすそ野を急速に拡大しているのです。

つまり、国や地方自治体が本格的に考え、実行施策化しなければならないことは、単なる利潤や効率性を旨とする市場経済に対して、多様で多元的な経済システムを構築することであり、その1つとして、市場経済の間隙の中にボランティア等による公共空間の拠点を形成することが必要なのです。

本市としては、またこの介護保険をきっかけとして土工事を主とした景気回復ではなく、環境事業、ベンチャー事業とともに、福祉事業による地方経済の再建を図っていかねばなりません。この点に関して、市長の答弁を求めたいと思います。

壇上での質問はこれにて終わります。時間が少ないので、簡潔な御答弁をお願いいたします。再質問をぜひやりたいわけで、よろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私に対して2点御質問があったかというふうに思っております。

1つは、環境の問題でございます。20世紀の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会は、地球環境問題、化学物質による環境負荷など、人類の生存を揺るがすような環境問題を山積させておりまして、この解決には環境基本法の理念に基づく経済、社会の仕組みに環境の保全を取り込むこと、すなわち環境保全型社会の構築が必要な課題となっております。

国においては、地球温暖化問題に対応する経済社会への転換、ダイオキシン、環境ホルモン等による環境汚染の防止、自然と人間との共生の確保など、環境の保全に資する施策を総合的に進めており、関係省庁ではリサイクル法等の創設や改正を急いでいるところでありますので、本市におきましても、これらの法令に基づき循環型社会の構築に努めてまいりたいと考えております。

それから、御質問にありました環境条例等の制定の問題でございますが、議員御指摘のように、

川崎市においては制定されておられまして、私もその資料等を取り寄せて見させていただきました。当然、行政の責務あるいは住民の責務等をうたわれておりますけれども、いわゆる推進条例の一部になろうかなというふうに思います。これらについては、その内容を十分吟味をして、今後研究をしてまいりたいと考えております。

それから、福祉の問題に関連しまして、細かい点は原部からお答えいたしますけれども、特にこれからの福祉産業のあり方の問題にかかわっての御質問でございましたけれども、これらについては当然今後やはりその受け皿としての産業が育成されていくというふうに思っております。

ただ、その場合、一般企業的なとらえ方だけではなくて、やはり御指摘がありましたように非営利活動団体、NPOの活動に資するところが非常に大きいというふうに思っております。

本市におきましても既に1件NPOの申請がなされておりまして、早ければことし、あるいは来年早々に大阪府知事の認可が得られる団体がございます。そこは当然福祉を中心とした活動をされるというふうにお聞きをいたしておりまして、例示のありました例えば街かどデイサービス等、その受け皿になり得る可能性があるということでございますので、そういうNPOの助成あるいはバックアップをしていくということが大切だと。それによって新しい福祉の展開がなされていくのではないかというふうに思っておりますので、本市としてのNPO第1号について私も期待をいたしておりまして、今後もし取得されましたら、そういう団体とも十分協議をして、できるだけ我々の方もいろんな事業をお願いをしていきたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） ただいまの御質問の中の教育問題について御答弁をさせていただきます。

大変多岐にわたっておりますので、答弁漏れのところもあると思いますけれども、よろしく御了解のほどお願いしたいと思いますし、同じぐらいの時間をいただきたいと思います、このように思います。

まず、泉南中学校での取り組みの紹介をいろいろ

ろしていただきました。現在の学校の状況を踏まえた中での特色ある学校づくりの一環であるというように理解をさせていただいておりますし、また大変ありがたくも思っております。

現在、地域の人材活用としてゲストティーチャーあるいはボランティアティーチャー等の導入を活発に行おうとしているところでありますが、授業はあくまで教師が主体的に活動する分野であり、議員のおっしゃるとおり補助としての協力を得ているものと理解しております。

また、学校運営は校長が中心であり、校長のリーダーシップのもとに図られるものであり、学校運営がスムーズに行われるよう協力いただくことと、PTA相互の研修を図ることを目的としたものが保護者集団であり、PTAの組織であるというように規約があるように伺っているところでございます。

それでは、御質問のまず1点目の、中間管理職の役割と校長の育成についてということで、私では不文なところがありますけれども、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議員御指摘の中間管理職と申しますのは、御指摘の現場からの配転につきまして、教育委員会に所属しておりますが、これは大阪府教育委員会の実施する指導主事試験あるいは教頭試験を受験し、合格した者が指導主事として現場を割愛したり、籍を学校に置いたままで配置されているものです。

指導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により仕事内容が定められているものであり、管理職としての位置づけは、府教育委員会ではいたしておりません。現場に復帰する場合は、そのまま教諭として復帰する場合と、教頭あるいは校長のテストを受験し、合格してそれぞれ現場に復帰をしていきます。

指導主事の主な役割は、学校教育におけるすべての活動を管理職を通じて現場に指導助言することです。また、もう1つ管理職のコースとしましては、現場からテストを受けて校長、教頭と職を進めていくケースがあり、現在ではこのコースの方が多数を占めているところでございます。

したがって、育成ということになりますと、

候補者に対する研修を行うことであり、現場での実績が大きな力となってテスト結果にあらわれてくるところであります。また、管理職の配置につきましては、大阪府教育委員会が最終決定をするものでございます。

2つ目に、リーダーシップについてでございますが、御質問の中には教育委員あるいは教育長云々という言葉もございましたけれども、一般的なことにつきまして考え方を述べさせていただきます。

一般的にリーダーの性格特性としては、明朗、慎重、機敏、誠実、冷静、責任感、協調性などが挙げられます。次に、能力特性としては、例えば理解力、判断力、表現力、説得力、応用力、決断力、実行力、分析力、推理力、忍耐力、体力などが挙げられると思います。しかし、これらの性格特性、能力特性をすべて持った人物は恐らく実在しないと思います。しかし、リーダー特性を構成する重要な要素であると考えます。

そこで、自己点検、自己評価を行い、自己を知るということが、リーダーの条件のスタートとも言えると思います。

ある本に校長のリーダーシップが発揮されたというのはどういうときかといえば、相手側の教職員などが受容するということである。リーダーシップとは、リーダーが相手方に対して働きかけることをいう。だから、校長の働きかけを相手の教職員が主体的に受容するとき、初めてリーダーシップが発揮されたと言えると思っております。まさにそのとおりであると考えております。

3点目としましては、学校評議会のことですが、学校と家庭、地域社会との連携について、これまで公開授業、施設開放、環境整備などを通じて学校へ来ていただく機会を多くしたり、あいさつ運動や地域清掃などに取り組んだりしていただいております。また、授業の一環としては、知識や技能を有する地域の方々を指導者として招聘して、体験学習も行ってきています。

このような活動を行っていく中で、保護者や地域の方々から改めて、学校は閉鎖的で教育方針や指導方針が見えてこないという御指摘もなされております。学校が家庭や地域の信頼を回復し、校

区の現状を踏まえて教育活動を展開していくためには、学校の教育目標や教育活動の実施状況を明らかにし、積極的に情報提供していくことがますます求められております。

また、保護者や地域社会の意見を学校運営に反映し、教育活動の改善に生かし、保護者や地域社会の協力を得て教育活動を推進する必要も今後より一層求められると認識いたしております。

その意味で、議員かねてより御提案いただいております学校評議会は、学校の自主的、自律的運営と保護者や地域社会との連携の拠点となり、地域ぐるみで健全育成の取り組みを推進するという目的で設置するよう求められているものと理解をいたしております。泉南市の現状を踏まえ、研究検討してまいりたいと考えております。

次に、4番目でございますが、共同体づくりについてでございますけれども、学校では教師が学級や学年、クラブなど、児童・生徒の集団とかかわって、授業や学級活動、特別活動などを行っております。つまり、学校の大きな取り組みの1つとして集団づくり、集団とのかかわりを通して一人一人の成長を目標にしているところであります。

学校における集団づくりを進めるためには、教師と児童・生徒、並びに児童・生徒相互の人間関係を確立し、規律を守り、協力して互いに高め合うことに努めなければなりません。この取り組みの基盤となるものは、信頼関係の確立であると考えております。

教師と児童・生徒、児童・生徒相互の信頼関係を築き育てていくためには、コミュニケーション能力を育成することが求められ、そのための基本的なスキルとしては、聞くことと話すことが挙げられます。学校の中で聞くことと話すことを学習していくことで、相手の立場を考え、感じられる共感的態度が育成され、集団が次第に温かいものに変容していくと考えております。

さらに、異質なものを認め合い、共同体となることが大切であると考えておりますし、集団から出て行く者、あるいは出て行かせる集団、両者に問題があるのではないかと考えております。教育委員会といたしましても、生徒指導関係の研修会で教師の子供理解とコミュニケーション能力を

高めるための講座を開き、取り組んでいるところでございます。

次に、触れ合いの指示はということでございますが、生徒指導あるいは生活指導担当者研修会等々で、生徒指導は生徒理解に始まり生徒理解に終わるという精神を周知しているところでございますし、年度初めの学校教育努力目標には、粘り強い生徒指導という項目も設けてございます。また、子供との触れ合いのテクニックを勉強するというところで、カウンセリング講習会も行っておりますし、国際化に向けた取り組みをも学校現場で行っていただいております。

さらに、異年齢集団による取り組みの充実、あるいは世代間交流、お年寄りとの交流等々も実施している学校もございます。触れ合いを深めるためには、自分をさらけ出す、教師も自分を語ることが大切であると考えております。今後、時あるごとに指示し、さらに研修にも重点を置いていきたいと考えております。

最後、6点目でございますけれども、指導主事の一部授業云々でございますけれども、我々指導主事は、教育委員会事務局の局員ということでございまして、先ほども申し上げましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第19条に、市町村教育委員会の事務局に指導主事を置く。指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事するとございます。私たちはこの法律によって仕事を進めているところでございます。

指導事務の中には、学校からの要請により授業研究等に参加することも含まれておりますし、実施もいたしております。

非常勤講師の問題につきましては、大阪府下で市町村単位で配置しているところは今現在ないと聞いております。我々といたしましては、国・府の施策を積極的に活用していきたいと、このように考えております。

以上、よろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 私の方から、教育問題のうち、泉南中学校の自転車置き場の移動に

ついて御答弁申し上げます。

厳しい財政状況の中ではありますが、学校施設の整備、充実に努めるとともに、生徒の生活の場としてふさわしい、安全でゆとりと潤いのある教育環境づくりを推進すべく、施設の質的整備改善に努めてまいっております。

御質問の自転車置き場の移転に関しましては、過去の経緯等もございますので、学校現場とも十分協議をいたしまして、検討してまいりたいと存じます。また、修繕費におきましては、さきの9月定例会におきまして補正予算をいただき、その対応に当たっているところでございます。現場の要望に対し十分満足していただいておりますが、少しでも要望にこたえるべく、努力してまいりたいと考えております。

どうかよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から、北出議員御質問の介護保険の現状とその補完について御答弁申し上げます。

介護保険制度は、来年4月から施行されますことから、本市におきましても現在、保険料算定の基礎となる介護サービスの必要量、供給量等の把握や、要介護認定等の準備作業に鋭意取り組んでいるところでございます。

要介護認定につきましては、11月30日現在で申請件数554件、うち判定件数は244件となっております。このうち自立あるいは非該当が8件となっております。

介護保険制度は、本人の心身の状態像に応じて介護サービスを提供するものであり、自立・非該当の場合は基本的に対象外となります。しかしながら、現在の心身の状態像が仮に自立であっても、要介護状態への進行を防止し、在宅のひとり暮らし高齢者等が自立した生活を継続するための対応が、市の施策として必要ではないかと考えているところでございます。

このことから、現在策定作業を進めております泉南市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で、その手法等について検討しているところでございます。具体的には、外出時の援助や食事、

食材の確保等、生活支援を行う生活支援活動員の派遣や街かどデイサービスの導入等を検討しております。

なお、制度施行時のサービス供給量の確保についても、現在の供給量見込みを十分に精査するとともに、介護保険サービス事業者の連絡会も開催する等、サービス供給量の確保に努めてまいりたいと、このように考えております。

どうか御理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 北出議員の御質問のうち、樫井川のワーストワンという報道の件につきまして御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、12月7日の夕刊におきましては、各紙とも樫井川の水質悪化について報道されたわけでございますが、樫井川の観測点の環境基準を申し上げますと、10ミリグラム・パー・リッター以下の基準でございますが、平成10年度の測定結果によりますと、年平均値といたしまして32ミリグラム・パー・リッターという数値が出てございます。

これにつきましては、樫井川の付近につきましては、何分行政区域が泉佐野市、田尻町と泉南市の3自治体に及んでございますので、今後の対応につきましては3自治体で一致協力いたしまして、これからの対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

具体的に申し上げますと、流域についての各種調査を実施いたしまして、発生源の究明を急いでいきたいと、また発生源が究明でき次第、改善対策指導等を、2市1町及び大阪府の水質課と連携を密にして対策を講じていきたいと、このように考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。あと8分ほどですから、よくまとめて。

21番（北出寧啓君） 泉南中学校の問題だけに限定させていただきます。

先ほど聞きますと、教育長も小学校出身者でいらっしゃるかなと思うんですけども、中学校の

教諭の経験者が少ない。そこで、中学校問題をどう扱うのかと。こういうふうな人事をどんなふうにしてきたのか。今回、教育委員も新しく任命されることですが、一体教育委員会で中学校教諭を経験した人とか、あるいは別の角度からでも中学校に何らかの形で関与してきた人というのはいらっしゃるんですか。

人事を見てみると、小学校出身の人はやっぱり小学校へ行くというのが基本だと思いますし、今回でも教頭の経験もなく校長にいても大変なことだと思いますし、もうほんとに生徒というのは日々刻々、1日1日を一回性で生きてるわけですから、教育委員会とか学校というのは、そら何十年も在籍してらっしゃるんですけども、その辺はやっぱり深刻に受けとめてもらわないと困る。

その辺の問題ですね。やっぱり先生は討議能力がほとんどないですよ、はっきり言いました。そういうのは訓練されておられませんからね。だから、うまく学級の一人一人と接触して、次の段階として学活でいろんな意見交換とか、その中で共同体としての共通点を確保していく、認識していく、みんなで一緒に責任を負ってお互いに助け合っていくというふうな、そこへ行かないわけですよ。

そういうこと具体策を、今お聞きしても急なことなんで抽象的な答弁しかいただけなかったわけですが、私としてはもっと細かい、だからどうするというに踏み込んでやっていただきたい。

それと、40人学級、今後大変なことになると思います。それから、民間人登用とか、あるいはこれは市長にもぜひお願いしたいんですけども、教育委員会のことなんですけれども、やっぱり今の状況で40人学級になりますと、もうほとんど壊滅状態になってくると思うんです。だから、非常勤講師とか、あるいは中間管理職の登用とか含めて、抜本的な改革を考えていただかなければ、これが条例がどうだ、法律がどうだという形で拘束されていくと、何の改革も進まないと思います。その点についてお答え願いたいと思います。

できたら市長にはその辺の非常勤講師も含めて、泉南市独自の展開ができるような対応を考えていただきたいと思うんですけども、まず教育委

員会の方からちょっとお答え願います。具体的に。議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） ただいまの北出議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思います。

今現在、先ほどもおっしゃっておられましたように、私は小学校の現場から教育長という席に今おらしていただいております。

先ほどの御質問の中にもありましたように、教育委員会の中でいわゆる中等教育といいますが、その辺の経験者の方はいらっしゃるかどうかという御質問もあったと思いますが、それにつきまして今のところは中等教育の現場でおられたという方はいらっしゃいません。

ただ、教育委員会の教育委員と申しますのは、すべてその教育委員が教育現場を経験してこなくてはいけないという、そういう規定はございません。広く一般市民からの御意見もお入れしながら教育の行政ということ、ある種狭い感覚で、あるいは小学校の現場だけ、中学校の現場だけということではなくて、広く大所高所の点から教育の行政を考えていかないかんと、そういう状況であろうかと思えます。

確かに中学校の現場での荒れ、皆様方には大変心労を煩わしていただいておりますところではございますけれども、こういった中で学校あるいは保護者、それから地域全体として教育改革を進めていく上には、小学校は小学校、中学校は中学校というような1つの閉鎖的な考えだけでは、なかなか教育行政はやってまいれないものと、このように私は考えておりますし、社会の趨勢といたしましても、その必要性が叫ばれているところでございます。

それから、教育委員会の指導主事の中に中学校畑の人はいるかないかということでございますけれども、現実には中学校からも指導主事として登用させていただいております。別に小学校現場からだけが多いというわけではございません。ただ、人事のことでございますから、ある年によっては人数を多少小学校が上回ったりとか、中学校が上回ったりというような、そういうことはございます。

ただ、泉南市の場合で申し上げますと、小学校

は11校、中学校は4校でございますので、その辺のところの現場から、先ほど西坂の方からも説明があったと思うんですけども、指導主事として登用する場合におきましても、校数の関係、あるいは教職員の人数の関係から、やや指導主事全体を見ますと、小学校の現場から出てまいっております指導主事が少し多いというふうな場合がまま見られますけれども、中学校畑の経験者が少ないというか、全くないということではないということをお聞きしておきまして答弁させていただきたいと思っております。

ひとつよろしく御理解いただきたいと思います。  
議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 私は、中間管理職の中学校経験のことは全然聞いてないんですよ。学校長として赴任するとか、あるいは教育長、教育委員ですね。そこに中学校の教諭経験があるのかどうかをお聞きしただけで、それは当然中間管理職に、そういうことは全く私は聞いておりません。

さっき質問したことをまた繰り返してなんですけども、市長ちょっと、教育委員会のことですけども、これから教育予算も組んで増額していただけたらと思いますし、できたら非常勤講師なんていうのは、かなり見えないところなんですけれども、そういうことの補助がなければ、単なる保護者の授業参加等は限界がありますので、実際もう中学校の教科によってはチーム・ティーチングとか分割授業ができない、1人でやらざるを得ない、なかなか統制がとれないというような困難な状況も発生してますので、その辺できたらまた教育委員会と協議されて、その辺の予算的な措置も含めてこれから考えていただきたいと思いますけれども、ちょっと一言お願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。時間がございませんので、簡潔にお願いします。

市長（向井通彦君） 学校の教育の中身に関するところでございますので、まずやはりきちっと教育委員会あるいは事務局で、現場の状況も踏まえて整理をしていただいて、それは学校施設にしろ、今おっしゃったような非常勤講師の問題にしろ、教育委員会できちっとまとめて、それによって予算措置が必要という段階で私のところに上がって

くるというふうに思っておりますので、まずその辺を先に整理をしていただくということが肝要かと。その時点で全体的な予算の中で判断をさせていただきたいというように思います。

議長（嶋本五男君） 以上で北出議員の質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時3分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 井原正太郎君の質問を許可いたします。井原君。

1番（井原正太郎君） 公明党の井原でございます。議長のお許しができましたので、平成11年第4回定例議会に当たりまして一般質問をさせていただきます。

その前に、私ども公明党の当面する方向性とその認識について、一言触れさせていただきます。

まず、御存じのように私ども公明党は、中央にあっては本年7月、小淵総理から自民党、自由党とともに連立政権参加の要請を受け、党内論議を重ね、その結果、経済危機を初めとする緊急的、危機的諸課題を国民のためにもスピードある政治決定を可能にするためにも、その要請を受けて立つ決断をいたしました。その後、正式に政権参加をして、既に2カ月が過ぎたわけでございます。

この背景につきましては、もう少しつけ加えさせていただきますと、1955年以来単独政権政党であった自民党が、1993年の総選挙で過半数を割って以降、日本の政治は大きな転換を余儀なくされました。そして、万年与野党対決型、イデオロギー対決型の戦後政治が限界に達したという認識をするものであります。

その政治の流れと呼応するかのよう、今戦後最長の不況、社会システムの行き詰まり、またいじめ、校内暴力の教育現場の荒廃、さらには環境破壊とそのことによる地球温暖化現象、そして官業の相変わらずの腐敗事件、さらに東海村のJCOでのウラン精製作業での臨界事故と、そのことから発生した危機管理の甘さ等々、日本の社会システムそのものが崩壊の危機にあると日本全国



から指摘を受けましたし、また世界からも心配をされました。

その解決へのリーダーシップをとるための政治が脆弱で、本来の機能を発揮し得ない状況にあります。そういった中、より安定した現実対処の能力を備えたリーダーシップが絶対必要である、こういうふうなことから私ども公明党が立ち上がったとも言えるのであります。

したがって、私ども公明党は、端的に申しますと、1つは今改めて本物の民主主義社会を、2つ目にはチャンスに満ちた社会を、3つ目には平和に貢献する社会を、4つ目には環境に優しい社会を、5つ目は人間的な社会を、そして6つ目には人権を尊重する社会を、このような方向性を確認し、皆様がよく言われますように庶民こそ主役であり、庶民、民衆の立場に立った政治をさらに目指していくのが私ども公明党の姿であり、認識の一端であり、ここに改めて確認をさせていただきます。

前置きが大変長くなりましたが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1番目は、環境問題であります。

午前中の質疑の中でもかなり立ち上がった質疑があったわけですが、このことに関しては事新しく問う問題ではなく、昨今の社会状況の中から当然取り組み続けなければならない問題となっておりますが、本年7月、ダイオキシン規制法が成立しております。

その内容は、猛毒ダイオキシンを抜本的に規制する国内では初めての画期的な法律であります。ダイオキシンの体重1キログラム当たりの耐容1日摂取量を4ピコグラム、1兆分の1グラムであります。その4ピコグラム以下とされ、WHOが示した最新の基準となっております。さらに、廃棄物の最終処分場の維持管理基準も定められたわけですが、その上に排出基準に違反した場合、直ちに懲役を伴う厳しい罰則を科せられることになっております。

そこで、我が市のこの法律にのっとっての準備等について伺いたい。

環境の2点目についての質問ですが、前回も前々回も取り上げましたが、汚水処理場につ

いて、私はこのままの管理状態でまいりますと危険であると指摘させていただきました。その際、下水道整備計画に連動してやりたいという御答弁がありましたが、危機管理という点から見ましても強い政治判断が必要と考えております。改めてお聞きしたいと思います。

2点目は、財政問題であります。

我が泉南市における財政状況につきましては、極めて危険な状態にあるのは御承知のとおりであります。平成10年度の一般会計におきましても単年度収支は赤字、このようになり、経常収支比率を見ましても104.4%、さらに公債費比率も16.3%であります。前年度よりもさらに体質の悪化が見られるわけであります。

このような状況は各方面からも指摘を受けておりますが、今、新年度予算の概算要求から担当部局ではその編成の作業に追われているときでもあろうかと思いますが、市長におかれましては、来年度の予算の方向性について、この窮する財政をどう脱しようとしているのかを示していただきたい。

そして、具体的には収税率の向上策、さらには公社の長期保有地の処理策と考え方、そして職員定数の見直しと方向性、さらには住宅の所有権移転の裁判が進んでおりますが、財政問題から見た場合の見通しについても伺いたいと思います。

3点目の介護保険についてであります。

この点も午前中の質疑の中にもありましたが、来年4月のスタートに向けて準備も整いつつあると思いますが、最近政府にあっても一部不備な点、つまり弱者対策等についても保険料の徴収のタイミング、自己負担のあり方、また家庭介護に対する費用の補助等の具体策が打ち出されましたが、そこで我が泉南市では、現下の準備状況、その確認をお尋ねしたいと思います。また、今行っている福祉施策がどのくらいの規模で残ると見ているのかを示していただきたいと思います。

4点目の少子化対策については、喫緊の問題であると位置づけまして、今国レベルでもその具体策に乗り出しました。私は前回の議会でも取り上げましたが、少子化対策臨時特例交付金についての進捗であります。本議会でも基金としての位

置づけと条例の制定が予定されておりますが、この制度をどんな形で活用されようとしているのか。例えば、保育所の入所待ちの解消や保育所そのものの将来のあり方について、どう考えておられるのかを示していただきたいわけであります。

前回の議会で私は、この制度の活用に対しまして、他市に比べて遅く、受け身であるという旨の質問、指摘をしたわけでありますが、重ねてここで質問をさせていただきます。

最後に、教育問題についてであります。

今日、学校における生徒等の荒れについては、午前中もかなり突っ込んだ質疑がなされましたが、新聞紙上をにぎわしている悲しい記事を連日のように目の当たりにするわけですが、事ここに至って、いじめ、学校内の暴力、教育施設等の破壊に関し、教育委員会としてどのような取り組みをされようとしているのかを示していただきたいと思えます。また、引き続き傷みの激しい校舎対策をどうされようとしているのかをお答えいただきたいと思えます。

以上、質問が多岐にわたりましたが、答弁を求めたいと思えます。また、時間の許す範囲におきまして自席より再度質問させていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

議長（嶋本五男君） ただいまの井原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、御質問のありました財政問題に関連しまして、来年度予算編成に向けた方向性という御質問でございました。

御承知のように、本市の財政事情も非常に厳しゅうございますし、大阪府を初め各自自治体もおおむねそういう状況下にあります。本市におきましても、今後右肩上がりの成長というのは期待しにくいという中で、総額としてはやはり平成11年度の当初予算程度、あるいは若干緊縮という形の方向で考えているところでございます。

具体的には、まだ取りまとめの段階ですし、それから来年の1月にかけていろんな査定も入ってまいりますので一概には言えませんが、心づもりといたしましては、そういう形で編成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、それに関連して幾つかの御質問がござい

ましたけども、これはまた担当部の方から御答弁を申し上げます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員の環境問題について御答弁申し上げます。

ダイオキシン類対策特別措置法の施行につきましては、議員御指摘のとおり本年7月に制定されて、平成12年1月中旬には施行される見通しとなっております。

同法におきましては、事業者に対して、大気・水質排出基準の遵守のほか、特定施設の設置変更等について知事への届け出を義務づけてございます。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法では、排出の制限、また改善命令等に違反した者につきましては、罰則が設けられてございます。また、排出基準が適用される施設の設置者は、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、知事に報告することとなっております。

御質問の泉南清掃事務組合の対応でございますが、本年と来年度の2カ年事業といたしまして、現在改修工事に取りかかっているところでございます。主な改造につきましては、焼却炉燃焼改善工事と、ダイオキシンの再合成が発生しない排ガス濃度で運転するバグフィルターに更新する工事でございます。これらが完成いたしますと、新ガイドライン基準値をクリアするよう、いわゆる1ナノグラム以下の数値で運転管理できるのではなかろうかと、このように清掃事務組合の方から報告を受けてございます。

続きまして、汚水処理施設の管理についてでございますが、6月議会、また9月議会で御指摘があったわけでございますが、現在本市におきましては、砂川台団地、新家サングリーン団地、新家いずみ台団地の3施設を市に引き取り、維持管理を行ってところでございます。

また、議員御指摘の団地の汚水処理施設につきましては、相当古い施設でありまして、危機管理等の対応について御質問いただいたわけでございますが、何分公の施設、また民間の施設等につきましても、災害等につきましては危惧いたしておるところでございますが、そのような関連等につ

きましては、現時点では各関係法令の規制によりまして、主に大阪府から行政指導を受けることになってございますので、御理解いただきたいと思っております。

それで、最善の解決方法といたしましては、一日も早い公共下水道への接続をしていく以外方策はないのではなからうかと、このように考えてございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方からは、井原議員の御質問の財政問題のうち、徴収率の向上策について御答弁申し上げます。

徴収率につきましては、府下最下位ということで、日ごろより大変御心配をいただいているところでございます。本市の徴収率の低迷の一因といたしまして、市全体に占める滞納繰越分の多さがあり、率にいたしますと17%強となっております現実でございます。現年課税分につきましては、おおむね95%前後の徴収率となっておりますが、いかに滞納繰越分が徴収率に反映されてるかということになるわけでございます。

我々としていたしましても、そういった対策の一環として、助役以下、部・次長級の動員を図りまして、夜間臨戸徴収を実施するとともに、本年9月に市税特別徴収班を設けまして、100万円以上の高額納税者を対象にアプローチをかけた結果、未集計でございますが、一定の成果が上がったと確信いたしております。

差し押さえ処分をしておる中でも、他の債権が市税に優先している事例なども多々ありますので、法人にあっては決算内容の調査や、事件物については裁判所や税務署の調査を行う中で、不良債権と見られるものについては、税法に基づき思い切った処理を行ってまいりたいと考えております。

と同時に、11年度のすべての納期が終了すると同時に臨戸徴収を強化いたしまして、現年度分の徴収に力点を置き、新たな滞納を生み出さない努力を続けてまいりたいと存じております。

また、滞納者の実態を的確に把握いたしまして、担税力の適否を判断して、思い切った処理をする

ことは、市としては大きな痛みを伴いますが、徴収率の向上策としては最も有効な方法の1つと考えていますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 公社長期保有地の問題につきましてお答えさせていただきます。

土地開発公社の問題につきましては、昨今の情報公開の要求の高まり、あわせまして地方自治体のトータルの財政問題の1つとして社会的関心を集めていることは、御案内のとおりでございます。本市におきましては、以前より議会におきまして、また土地開発公社の評議の場等におきまして議論をいただいているところでございます。

公社の現状でございますが、10年度末現在、概算ではございますが、保有面積が約13万2,000平米、利息を含めます額が132億2,000万という状況でございます。

このような現状を打開すべく、緒についたところではございますが、一定の対処に取りかかりつつあるということございまして、1つといたしましては、行財政改革の項目でもございました開発協会の解散を9年度に実施いたしました。また、今後の方向といたしましては、やはり目的の計画事業の早期実現を関係機関の御努力の中でやっていただくというのが第1であると認識してございます。

そういう中で、現状でも供用開始後も買い戻しを行っておらない物件もございます。こういうような物件につきましては早期に買い戻しを、これも関係機関の御協力のもとやっていきたいということで、具体的に今回の補正におきましては、俵池公園の供用開始済みで未回収の物件の1物件につきまして、2億970万円を補正してございます。また、信達樽井線の旧26号線の右折レーン設置といたしまして、8,000万の物件の買い戻しも予定してございます。このうち俵池公園の物件につきましては、その資金を府貸付金を充当すべく現在働きかけを行っております。

この公社の問題は全国的な問題でございまして、やはり1自治体だけでなしに、関係機関と協力しながら、国への働きかけも行っていく必要がある

と思っております。また、長期保有地につきましては、個々の状況も十分に調査検討を行いまして、暫定利用、一時貸し付け、場合によっては処分も範疇に入れた検討を行っていく必要があると思っておりますし、12年度具体化に向け作業を進めているところでございます。

それと、もう1点、今裁判の問題になってございます市営住宅の関係する問題でございますけれども、財政サイドといたしましては、処分保有地の対象とは考えておらないということでございます。議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。市長公室長（中谷 弘君） 井原議員御質問のうち、職員定数の見直しと方向性ということについて御答弁をさせていただきます。

職員定数の適正化の問題についてでございますけれども、行財政改革を進める中で一定の削減目標のもとに、年次的に減少についてその努力を行ってきております。これまで平成8年度から実質今年度末に至りまして、22名の職員の減少ということになるわけでございます。

今後も財政硬直化の中での人件費の抑制ということもございますので、引き続き職員定数の適正化について努めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、これまで取り扱ってきました退職者の不補充という方法だけではおのずと限界が見えてきておるのも実情でございます。今後は、組織機構の効率的な活用ということもありますけれども、行革の中でもいろんな方面から議論した中で、経費節減の方法等についてもさらに工夫をしていく中で、適正な職員配置についても結論を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 井原議員御質問の、介護保険制度についての現在我々の行っております準備状況等について御答弁申し上げます。

介護保険制度は来年の4月から施行されますことから、本市においても、現在、保険料算定の基礎となる介護サービスの必要量でありますとか、あるいは供給量等の把握、そしてまた要介護認定等の準備作業に取り組んでいるところでございま

す。

まず、要介護認定につきましては、現在行っておりますその中で、自立とか非該当といった分につきましては8件ほど出ております。そして、この介護保険制度は、本人の心身の状態像に応じて介護サービスを提供するものであり、自立・非該当の場合は基本的には対象外となってまいります。

しかしながら、現在の心身の状態像が仮に自立であっても、要介護状態への進行を防止し、在宅のひとり暮らし高齢者等が自立した生活を継続するための対応が、市の施策として必要ではないかと考えているところでございます。

このような観点から、現在策定作業を進めております老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で、その手法等については現在検討しているところでございます。具体的には、外出時の援助や食事、食材の確保等、生活支援を行う生活支援活動員の派遣や街かどデイサービスの導入等を検討しております。

なお、政府が先日発表いたしました介護保険法の円滑実施のための特別対策の中で、来年9月までを制度の本格的なスタートに向けての助走期間と位置づけ、第1号保険料の半年間の凍結でありますとか、来年10月から1年間の半額軽減等の特別措置や、低所得者の利用者負担の軽減等、そういった施策が打ち出されたところでございます。我々としましても、こういった国から出された制度等も今後検討していかねばならないと、このように考えておるところでございます。

次に、少子化対策についてでございます。

まず、臨時特例交付金の活用方法といった御質問がございました。この少子化対策臨時特例交付金につきましては当然、これは9月の議会のときにも御説明させていただきましたけれども、保育所の待機児童解消を初め、地域の実情に応じて少子化対策の呼び水として効果的な創意工夫ある幅広い取り組みの保育、教育等の事業に対し交付するものとされております。

そういった中で、我々としましては、この間各保育所に対してどういった事業展開をするかといったところも説明しまして、各保育所に対してまず平成11年度分の事業について聴取してまいり

ました。そして、その分については、基本的には各保育所の設備、その整備を行いたいという意向もございまして、今回の補正予算に一定、1,500万程度でありますけれども、これは民間保育所に対する補助金も含めてでございますけれども、補正予算を計上させていただいております。

そして、この少子化対策特例交付金につきましては、泉南市分として8,807万6000円、これが交付されるということになっておりますし、残りの7,320万円につきましては、これは基金として積み立て、今回基金条例を提案させていただいておりますけれども、その基金に積み立てを行いまして、来年度あるいは再来年度に執行していきたい、このように考えております。

それと、あと次に保育所の民営化の問題でございます。この問題につきましては以前から議員の御指摘もございました。ただ、現在2カ所については民間に保育を委託しておりまして、残りの5カ所につきましては、現在市の直営で運営を行っているところでございます。

ただ、この保育の行政につきましては、従来より市の直営ということを中心に考えているところでございます。現在のところこの保育所の民営化については、その議論というのは少し難しいのではないかと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと、このように思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほど御質問のありました2点につきましてお答え申し上げます。

まず、第1点目でございますが、午前中にも御指摘を受けました学校におきます非行あるいはいじめ、そういった諸問題でございますが、午前中にも御答弁申し上げましたように、学校自体だけで抱え込みではなく、家庭、地域との連携、あるいは関係諸機関との連携を図る中で、まず進めてまいりたいと思います。

そのために一番大事なものは、やはり学校の教育の現場で子供たちと教師の信頼関係、あるいは保護者の方々と教師との信頼関係、これをまず、できておる現場もございまして、まだややそういっ

たところで信頼を回復しなくてはならないという場面もございましょう。そういったことに関しまして、教育委員会の方からも学校現場への指導を進めてまいりたいと思います。

当然、学校の方でも教育改革につきまして、各学校の実情に応じた形で特色のある学校ということで今前向きに取り組んでおるところでございますので、いまま少し長い目で各学校現場を見てやっていただきたいと思います。当然、教育委員会といたしましても、全面的な支援を各学校にしていまいりたいと思っております。

2点目でございますが、本市の教育施設の多くは、昭和40年代以降の児童・生徒の急増期に新築、増改築され、築後二十数年経過し、施設そのものの構造、機能面に老朽化が進み、補修や改修の必要性が生じておるところでございます。

そこで、緊急、危険性のあるものから優先的に改修を行っているところでありますが、予算、事業効果面においてまとめて実施した方が効率的なものは、改修工事で予算獲得し、事業化に当たっております。厳しい財政状況の中ではありますが、さきの9月の定例市議会で老朽・危険校舎の早期改修を求める決議が可決されましたことを真摯に受けとめております。可能な限り教育施設の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

今後の整備方針としては、施設の修繕については、消防設備や雨漏り等の補修改善を重点的に、大規模改修を計画的に実施すべく、耐震診断の実施にも努めてまいりたいと考えております。

今後とも児童・生徒の生活の場としてふさわしい安全で潤いのある教育環境づくりの推進に全力で取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 一通り答弁をいただきました。若干時間が余りましたので、再質問をさせていただきます。

まず、最初にダイオキシンに関する問題を改めて確認させていただきたいと思いますが、この法律なんです、いわゆるダイオキシン規制に関する法律なんです、先ほども答弁の中で一部12年の1月施行になるんだと。また、来年の4月1

日からは、ちょっと私も確認したんでありますが、26条の2項であるとか34条、それから37条、42条、こういうふうなものは来年の4月1日施行というふうなことであります。

そこで、その内容をずっと見てみますと、常時監視体制、そしてその監視体制と結果の報告体制、こういうようなことが義務づけられております。したがって、先ほどは大きな大規模改修をやってダイオキシンを減らしていく方向で工事を進めております、あるいはバグフィルターを設けてさらに絞って安心した形で整備をしておりますというふうな話はあったんですが、こういうソフト面で常時監視体制と、その結果の報告が義務づけられておるといふことに対する準備状況、これが1つです。

それからもう1つは、34条の第2項では、知事というのは特定施設の管理者にその状況、その他必要な事項の報告を求めて、すぐに立入物件の検査をさせることができるというふうに定められております。そういった意味で、従来の焼却場の管理体制と非常に違った点は、そういうふうな厳しい管理下に置く、また報告義務を負うというふうな内容になってきております。さらに、先ほども申しましたように、それに違反した場合は罰則規定というようなことで、ダイオキシンの対する国の非常に厳しい態度がはっきりしておるんですが、そこら辺の準備状況を私は聞いたんでありますが、そこら辺もうちょっと突っ込んだ御答弁をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員のダイオキシン対策についての再質問でございますが、現時点で私ども把握いたしておりますのは、先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、何分この法施行についての詳細については、今月の末だったと思うんですが、府の方で各自治体に説明するという通知が来ておりまして、詳細につきましては私どもまだ十分つかんでないのが実情でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 原課ではちょっとまだ詳

しくは準備できてないようではありますが、先ほども答弁いただきましたように、一部は12年の1月から施行されますよというふうなことになるれば、非常に先取りした形ででも市当局は頑張ってもらわないかんと違うかなというふうに思います。

一部議員の、これは内容の精度はちょっと私はわからないんですが、その地域にあっては非常に心配な事象も出てますよというふうなことが広く住民の中に敷衍してますよね。そういうような意味からすると、説明があってからでいいんでしょうけども、僕は過去にこの泉南市のダイオキシンの——何かな、火災報知機と違うんかな。ちょっとよろしいですか。議長、一たんとめられますか。議長（嶋本五男君） ちょっとその場で休憩してください。

午後1時40分 休憩

午後1時44分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。井原君。

1番（井原正太郎君） 特に何にもなかったらよろしいんですが、議長の指名ですので、質問を続けさせていただきます。今のロス時間、私は4分はかっておりましたので、ひとつ御配慮の方よろしくをお願いします。

来年1月施行という段で、今の準備状況がちょっと私は心配ですよというふうな今質問の途中であったんですが、そういった意味で、いわゆる管理体制、あるいはまた現場での排水あるいは排気のデータを含めて、いろんなデータも蓄積しなければならないし、第三者に対しても、そのデータをやっぱり要求されたら見せないかん、こういうふうな時代になってきとると思うんですね。

もう一回だけ、この12年の1月から施行というふうな中において、先ほどの答弁でいいんかどうか。私は、非常に間引いてというか、遠慮されて答弁されたと思うんですが、そこら辺もう一回確認させてください。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） ダイオキシン問題についての再度の御質問でございますが、先ほど私、12月下旬には大阪府の方に説明に行くと言いましたが、12月の17日でございます。当然

この17日には本市の環境整備課の担当者も出席する予定でございますが、清掃事務組合の担当者も当然出席すると思っておりますので、それらの説明を受け次第、1月に施行される部分についても十分対応していけると、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） このこともそれこそ喫緊の課題であろうかと思っておりますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それから、環境問題の2点目でありまして、私はしつこいように6月、9月と質問させていただいたわけなんです、汚水処理場の危機管理体制、これを改めて聞きたいと思うんですが、市長にあっては6月でしたが、この集中浄化槽について1つは設置者が管理をしますと。そして、現実管理を委託して今日に至るとるんですけども、市長もこの設備というのは非常に古いものであるということ、それから一定のやっぱりオープン式であるというようなことから、非常に心配をされとるというふうなことの答弁をいただきました。

府の流域下水を延伸していただいて、うちの幹線でもってそれにドッキングするんだと。僕は方法としてはそれは何ら問題ないと思うんですけども、私が言いたいのは、この状況下でやはりいち早く安心できるような形にしてほしいなというのが私の本音の部分なんですよね。

したがって、いろんなハードルもあるでしょうけども、僕はさっき政治判断が必要やというふうな意味の話をしたんですが、やはり今下水道の整備というのが各地で待望されておるともたくさんあると思うんですけども、その中にある私はやはりこの処理場に関しては、現地へ行って見ても、地震あるいは集中豪雨、こういうようなことを考えたときに、違った手を打たなければ非常に心配だなというふうには私は理解しておりますが、その点に関してもう一度答弁をお願いします。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 汚水処理施設の件で御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、御質問の処理施設につきましては大変老朽化いたしております、またオ

ープン形式の古い施設でございます。私も現地を確認いたしております。

それで、6月また9月と引き取りについての御質問があったわけでございますが、機械の改修方法や費用負担、また用地の問題、すべての住民の合意等、もろもろの問題がありまして、現時点では市として引き取っていないのが現状でございます。

それで、市として政治判断で何とかする気はないのかということでございますが、所管といたしましては、現時点で引き取ることは要綱等によりできないわけございまして、先ほど御答弁申し上げましたとおり、公共下水道の方で一日も早く接続可能にさせていただくのが最善の方法ではなからうかと考えておるところでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） おおむねその解決方法としてはそのような形で了解しておるといふうには私は受け取りました。ただし、危機管理という面からしたら、タイミングであろうかと思えます。いろんな要綱に従って、今すぐというわけにはいかんのは当然であります。しかし、あの状況を見ておれば、これはやはりスピードを要するなというふうに思えます。したがって、下水道部におかれても、あるいはまた政治判断という意味からも、僕はこれ本当に心配ですから、やはり早い目にやらんと、遅きに失したというふうなことにならないようお願いしたいと思います。

時間の都合でこの辺でしときますけれども、そういうふうなことで、今後とも目を離さないようにお願いしたいと思います。

次に、財政問題であります。先ほどうちの徴収率の問題もありましたが、うちの財政も非常に危機的状況に瀕しておるといふことは、周知の事実であります。

そんな中で、いわゆる6万5,000の市民に対して、今の職員数が適正な人数であるかどうか。これは中期財政展望の中でも見直しますというふうな方向づけをされております。特に、この11年度において見直しますというふうな方向づけをされております。平成8年からしますと、22人

もの貴重な職員の削減を行ってきた。

6万5,000、先ほど市長は8万市としての1つの規模も口にされたんですが、泉南市はそのような中で定数管理をどうしようとしてるんかと、この辺が私は先ほどの答弁で欲しかったんですけども、改めてこの点をお聞きます。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど御答弁をさせていただきますのは、今までの経過ですね、それから今後の方向づけということで、今後行革の中でもその辺は取り組んでいくというふうにお答えをさせていただいたと思っております。

現実には、当然現況の中で定数が多いのか少ないのかという議論もあろうかと思っておりますけども、これは一概に、その市での地域の特性なり施策の重点のやり方によって多少は変わってくるというふうに考えておりますし、泉南市におきましても従来から直営でやっておったり、福祉部門について重点的に力を入れておったということの中で、職員も他市と比べて、若干でございますけれども、現況では多いということと言われると思っております。

ただ、将来的にも、現在第4次総合計画の策定を行っておりますけれども、その辺の方向づけも見据えた中でどういうふうな定員にしていくかということは、将来的には決めていかなければならないというふうには考えておりますけれども、現況では、先ほど言いましたように、とりあえずと言ったらちょっとおかしい言い方もしれませんけれども、削減計画のもとに削減した中で苦しい財政状況をカバーしていくということで努力をしているわけでございます。

ですから、将来的には、現在総合計画も見直しを行っておりますし、将来の予測人口もきちっとした形で出さないかんというふうに思っておりますし、将来の施策についてどのような方向になるかということ踏まえた中で、定員についてきちっとした整理はしていかなければならないというふうに考えておりますので、しばらく時間はかかると思いますが、ですからしばらくの間はやはり毎年の組織機構なり、その年その年の仕事の需要量によって組織等を見直した中で、適正に職員配置をした中で、効率的に運用していくとい

うことをやりながら、将来的な形についても検討していった最終的に答えを出したいというように考えておりますので、しばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） しばらく時間をいただきたいというふうなことなんですが、もう1つ角度を変えて見たときに、やはりその市の力といたしますか、財政規模といたしますか、このような規模に準じた形の定員が浮かんでくるんじゃないかなというふうに思ったりします。この財政展望の中でも、職員の適正配置に努めて効率的な執行体制を努めたいというふうなうたわれておりますし、この泉南市の財政規模に見合った形の定数管理、これが非常に大事になってくるんじゃないかなというふうに思います。

今年度が1つの方向づけをされるというふうなことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。多ければええというものでもないでしょうし、少なければまたええというものでもないと思います。組合なんかとのすり合わせもありましょうし、非常に複雑な問題でもあると思います。ひとつ賢明な判断、方向づけをお願いしたいと思います。

それから、時間もなんですが、住宅問題の裁判の推移に関して先ほど答弁をいただきました。特に、財政問題から見た場合、保有地の処分は対象としていないよというふうな答弁を総務部長からいただきました。ただ、この前の質問のときにも、マスタープランというものがあまして、泉南市もやはり市営住宅を何とかというニーズは根強いものがあるというふうなことで、裁判はもちろん今係争中ではありますが、あわせてマスタープランというのが早くから浮上しております。

それと、この窮した財政の中で、これを乗り切ろうとしたときに、やはりどうしてもそのマスタープランを遂行した場合にはどれくらいかかるんだと、あるいはまた、今係争中の住宅問題等で所有権移転をした場合、どれくらいの収入があるんだというふうなことを私は資料請求したわけですが、一応これをオープンにさせていただいたらと思うんですが、いかがでしょうか。



議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 昨年の9月の議会でございましたが、シミュレーションの問題がございました。当時私は全く知らなかったわけでございますけども、その程度のシミュレーションでございました。

今、改めて算定をいたしますと、砂原、氏の松、高岸の3住宅、これにつきまして4階建てがいいのか10階建てがいいのか、こういう問題は別にいたしまして、平均的に申しますと、超概算で申しますれば、30億でもない、50億でもない、その中ほどの40億程度ではないかなというふうに考えておるところでございます。

改めて事業を行うということになりますと、事業経費はどのくらいかかるのか、また補助金はどのくらいもらえるのか、そこらの積算をしなければなりません、今言えるのはその程度でございます。

また、3住宅の用地、これを処分をすればどうという金額になるのかということでございますが、昨年の7月の国の基準地価格、これらをまた近隣の売買事例をもとにいたしますと、これも超概算で13億程度の評価になるのではないかなというふうに考えておるところでございます。ただ、入居されてる方については、例の評価の51.7%ですか、そういう問題がありますので、今すぐに処分いたしまして財政的に寄与するという問題ではないのではないかなと。またもや払い下げということになりますと、51.7%が適切かどうかというふうなことで裁判にもなりかねないというふうに思っておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 定量的な話があったんですが、一応30億でもない、50億でもない、40億が1つの超概算数値であろうと。払い下げた場合、これも超概算で13億円くらいになるであろうと。

私はこの数字を見たときに、やはり今の市の財政状況からしたらどれくらいの負担になるのかなと。確かに3階建て、4階建て、今部長が言われましたように、マスタープランを遂行した折に大体40億くらいのものを見込んでおくべきだろう

なというふうなことを想定した場合に、今泉南市は農業公園、あるいはまた基幹農道、駅前開発、そういうようなこと。それから、先ほども答弁がありましたように、公社の保有の土地等の絡みで130億に達するような1つの数値を挙げてみてもわかるように、非常に厳しい状況にあると。こういうふうなことが、ほんとにこの上に40億円が市のイメージどおり、シミュレーションどおりいくとしたら、大変な市の財政負担となるなど。

今回も議案としても出ておりますけども、市営住宅の管理のありよう、そういうふうなことから考えたときに、これは今係争中でありますから、事細かなやりとりというのは非常に限られてくると思うんですけども、将来の市の住宅政策として、やはり財政と切って離すわけにはいきませんから、ここら辺はやはり一定の方向づけで改めていかんのかな、あるいはもっともっと住民に協力を求めて、この厳しい財政状況を応援してもらえないかなのかなというふうなことも浮かんだりするんですけども、そこら辺の今後の見通しについて御答弁をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 財政サイドといたしましては、現在係争中ということもございまして、事業関係サイドからは今後の具体的なそういう計画というのはまだ提示されておらない段階でございますので、今のところ具体のその辺のシミュレーション的なものは立ててないというのが現状でございます。

一方で財政問題というのはございますけども、やはり市民の住宅というのは切実な問題でございますし、それに対応していくというのも1つの行政サイドの役割でございますので、一定程度方向性が具体的になった場合には、その具体化に向けてやはり精密な協議なりをやっていく必要があるものと思っております。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 先ほどの答弁で若干聞き漏らしたんですけども、一応超概算でそれぞれ40億と13億という話がございました。また、51.7%という数字もお聞きしたんですけども、この13億円の計算式、これには先ほどの51.7と

いうのは含まれておらんかおらないのかというのをちょっと——もう答弁が嫌なようで、こうしてしますので、含まれておらないというふうなようであります。

私は、図らずもさっき言葉に出したんですが、うちの財政規模からしてこの40億というのはどんな数字になるんか。また、今の公営住宅、市営住宅の管理レベルからしたら、これはほんとに市民に、欲しいけども、大変大きな負担になるんじゃないかなというふうな気がしてならんわけあります。そういった意味でも賢明な判断をお願いしておきたいと思えます。

時間もあとわずかとなったんですが、1点、先ほど教育長の方から答弁をいただいた中に、学校施設の改修なり修理、こちら辺の方向づけとして、特に消防に関するもの、これは大事にしていきたいな、それから雨漏りに対してもこれは力を入れていくんだ、それから耐震診断についてもこれは欠かすことができないんだというふうなことで答弁をいただきました。

私は、もう一回ここで確認しておきたいんですが、これは特に島原委員長のもとで学校施設を全部回らしてもらったときに、ことごとく消火栓が壊れておりました。これは人の生命にかかわる問題でもありますし、ほうっておいてええことと悪いことが当然あると思うんですよね。

したがって、今、今後の方向づけとして3点を挙げられましたけども、この消火設備だけは何があっても、いつどんな状態でも使えるようにしておかないと、これは管理責任を問われますよとかねがね僕は話をしとったんですけども、こちら辺、単にほかのガラスが何枚割れたというふうなレベルよりも、これは命にかかわる問題ですから、それはそれで大事なんですけども、こちら辺の決意をしっかりと一回答弁いただきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。  
教育長（亀田章道君） 再度の御質問でございますけれども、井原議員が御指摘されましたように、あるいは以前の議会でもそういった面で問題になっておりました件、必ずその辺のところをやってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 時間が残ってないので簡単に。井原君。

1番（井原正太郎君） いろいろ質問させていただいたんですけども、時間が参ったようであります。

最後に、難しい市の運営のハンドル、あるいは制御を市長は当然握られておるわけなんですけれども、府下の他市に比較して何がおくれているんか、あるいは何が市民のニーズなのかということさらしにしっかり見きわめていただいて、また何が正義なのか、何がよこしまなのかということをよく判断されまして、今後ともこの危機を脱するように努力をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（嶋本五男君） 以上で井原議員の質問を終結いたします。

次に、14番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

14番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員の成田政彦です。

自・自・公政権が成立して2カ月、日本の政治はどのような方向に進んでいるのでしょうか。12月9日、与党のみの賛成で成立した第2次補正予算の中身は、相も変わらずゼネコン型公共事業や大銀行支援となっており、過去8回、同じように64兆円つぎ込んだにもかかわらず、結果は政府の発表でもことし7月から9月の国民総生産は実質前期比マイナス3.8%、個人消費もマイナス1.3%、民間需要もマイナス3%と落ち込んでいます。このことは、今日、公共事業の波及効果で民間需要が回復するという神話は通用しないことははっきりしていることであります。

先月、日本銀行が発表したアンケート調査では、国民が一番望んでいることは、第1位が消費税の引き下げ49.5%、第2位が雇用や収入の不安の解消45.2%となっています。ところが、自・自・公政権から出てくるのは、福祉目的税、消費税の引き上げなどの増税か、競争力の強化の名のものと働く国民のリストラであります。今、国民が望んでいることは、大銀行、ゼネコン向けの政治で

はなく、消費税を引き下げ、雇用を創出するための生活の安定ではないでしょうか。

このような中で、11月26日には国民の老後の生活を脅かす年金法案を多数の横暴で衆議院厚生委員会で強行採決しましたが、民主党、共産党、社民党の抗議で採決はやり直しとなりましたが、日本共産党を初め野党の反対の中で12月7日、衆議院本会議で可決されました。

さらに、国内1,000万世帯以上の借家人を追い出す居住権侵害に危険をもたらす定期借家制度も成立させるなど、ここ2カ月、国民に背を向けた自・自・公政権の性格をより一層はっきりさせました。あまつさえ、連立政権維持のみの理念も哲学もない党利党略の衆院定数20名削減案は、言語道断であります。日本共産党は、民主党、社民党などと協力して、国民本位の政治を確立するために頑張るものであります。

私は、市民の生活と暮らしを守る立場から大綱5点にわたって質問します。

大綱第1点は、同和教育についてであります。

部落問題は、旧身分の残滓としての部落が歴史的に低位と差別のもとに置かれてきたことを問題とし、内外の物質的、精神的垣根を取り除き、部落内外のすべての国民が部落そのものを問題にしなくなり、日本社会の現実から部落問題を消滅させることを課題とする問題であります。

今日、同和事業にかかわる特別立法が97年に廃止となり、同和事業は一部を除いて一般対策に移行しました。部落問題に起因する住宅、環境、教育、就労など、基本的には解決し、部落内外の結婚も若い世代では約8割となっており、今日封建的身分の残滓としての部落問題は、明らかに基本的解決の方向に向かっています。このことは、必然的に部落問題に起因する特定の目的を掲げた同和教育も、その歴史的役目を終え、終結したと言わなければなりません。

私ども日本共産党は、部落問題解決の基本的立場として、1、生活環境や労働、教育などで部落と周辺地域との格差が是正されること。2、部落に対する非科学的認識や偏見に基づく言動が地域社会で受け入れられない状況が作り出されること。3、部落住民の自立と、歴史的な後進性が克

服されること。4、地域社会での部落内外の自由な社会的交流が進展し、連帯、融合が実現することと考えております。

このような中で、今日もなお同和教育を存続させるならば、同和地区と同和地区外、同和校、一般校という垣根を引き続き設けることにならざるを得ず、それは同和の垣根を取り払い、住民同士が同じ行政施策のもとで平等に生活するという部落問題の解決に逆行することになります。

さらに、同和地区の子を特別扱いすることは、すべての子供たちの基礎学力の保障など、今学校と教育が直面している切実な教育課題に対する障害をつくるものとなります。

私は、権利としての教育の立場に立ち、すべての子供たちの人間の尊厳の尊重を基本に、すべての子供たちの成長、発達を保障する立場から質問します。

教育委員会から同和教育に関するすべての組織の廃止、補助、援助の打ち切りを求めるとともに、今日ふれ愛教育の名において行われている同和教育について廃止すべきであると思うが、お伺いしたいと思います。また、鳴滝幼稚園の教育内容についてお伺いしたいと思います。

大綱第2点は、同和事業、すなわち人権啓発問題についてであります。

意識調査については、部落差別解消に逆行するものであり、早急に廃棄すべきものであると思いますが、お伺いしたいと思います。また、同和地区実態調査について、市はこれを人権啓発などに使用するかどうか、お伺いしたいと思います。

大綱第3点目は、道路行政についてであります。

砂川樫井線の進捗状況と安全対策、また市内のすべての国道、府道、市道などのバリア対策、障害者対策をお伺いしたいと思います。

大綱第4点目は、図書館行政と非行問題についてであります。

図書館については、すべての市民が平等に利用できなければなりません。しかし、商工業者、とりわけ自営業者にとって図書館の休みのときは絶対的に利用できない、こういう困難な問題があります。このことについてどのように改善される考えなのか、お伺いしたいと思います。

また、非行問題についても、今日一学校のみでなく、広い地域を含んであらゆる人たちの協力が求められています。教育委員会の対応をお伺いしたいと思います。

大綱5点目は、市内循環バスの取り組みについてお伺いしたいと思います。

今どのように検討されてるのか、市の対応をお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（嶋本五男君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 人権問題について私の方から答弁をいたします。

本市におきましては、同和問題の早期解決を市政の重要課題の1つとして位置づけ、必要施策の積極的な推進に努めてまいりました。その結果、同和地区の状況は大幅に改善されてまいりました。しかしながら、現在においても差別意識の解消が十分に進んでいない状況にあります。また、不安定就労など、教育、就労等の分野において、なお多くの課題が残されております。

こうした現況を踏まえ、国におきましては平成9年3月に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。また、平成8年、地対協意見具申並びに同年府答申におきましても、同和問題は解決に向かっていくものの、依然として日本社会の重要な課題であり、その早期解決は国際的な責務である。また、同和問題は過去の問題ではなく、この問題の解決に向けた取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であるとの見解が示されております。

同和行政は、部落差別をなくし同和問題の解決を図ることを目的とするものであり、差別が現存する限り必要と考えております。今後も残された課題解決に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

なお、実態調査については7年ぶりに実施をいたしたところでございまして、これらの経年変化を踏まえ、今後の同和行政を推進していく上の参考にするというものでございます。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部参与。

教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）

成田議員御質問の同和教育にかかわるすべての組織の廃止並びに補助金の廃止、CCP事業の廃止等について御答弁させていただきます。

まず、組織の改廃につきましてでございますが、申し上げるまでもなく、同和教育、人権教育の目指すものは、学校におけるあらゆる教育活動を通して、幼児、児童・生徒が、その発達段階に応じて人権及び人権問題に関する正しい理解、認識を深め、主体的な思考力、判断力を養い、みずからの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人間関係や人権感覚を持って行動する民主的な人間を育成することにあります。

さて、同和問題の現状認識には、先般の議会でも申し上げましたように、例えば平成5年の全国調査をもとにいたしました地対協意見具申を見ますと、本格的な対策が始まって四半世紀余り、解決に向かって進んでいるものの、残念ながら依然として我が国の重要な課題と言わざるを得ない。したがって、国民の一人一人が主体的に努力しなければならないとうたわれており、今後の重点施策の方向の部分では、教育、啓発の果たす役割の重要性が述べられており、今まで以上に教育、啓発の積極的な推進がうたわれております。

具体の手法につきましては、これまでの同和教育や啓発活動の成果や手法の評価を踏まえ、すべての人々の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として再構築すべきだという方向性が示されております。同様な認識は府答申においても示されており、そういうことを踏まえて今日施策の積極的な推進に努めておるところでございますし、今後とも取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

2つ目に、したがって、人権保育あるいは同和教育、人権教育にかかわる研究団体の助成にかかりましては、引き続き継続をいたしたいというふうに考えております。

2点目に、ふれ愛教育推進事業でございますが、ふれ愛教育推進事業は、本市では泉南中学校区において実施をいたしております。事業内容といた

しましては、将来また現在同じ中学校に登校する保育所から中学校までの子供や保護者の交流、豊かな出会いを保障すること、親子で同じ体験をすることによって子育て支援を図ること、異文化に触れたり障害者のお話を聞いたりすることによって豊かな人権感覚を身につけることを目的として実施をいたしております。

具体には、保護者と子供のコンピューター教室、あるいは絵本の読み聞かせ等、親子の共通体験を通して子育て支援を行っておりますし、泉中校区の保・幼の園児が一堂に会して園外保育を実施するとか、あるいは校区の4年生が一堂に会して、障害を持たれた方からのお話を聞いたり、アイマスクの体験、あるいは点字体験を通して障害者の思いに触れたり学んだり、互いに交流を深めるといった内容で進めております。

中でも、今般実施をいたしましたふれ愛フォーラムには1,200名余りが御参加をいただき、さまざまな交流が深められ、確かな出会いが達成されたものと認識いたしております。

以上でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 成田議員の御質問のうち、基本的認識の件につきましては市長が御答弁いたしましたので、意識調査について御答弁をさせていただきたいと考えております。

泉南市人権意識調査につきましては、御承知のように本調査は、平成3年度調査との経年度比較を行うとともに、近年の調査項目も参考といたし、今後の人権啓発のあり方を検討するための基本資料を得るために実施いたしましたものでございます。

実施に当たりましては、所定の検討委員会を設置し、関係者の助言指導等をいただき、取りまとめたものでございます。

泉南市市民意識調査アンケートの前半は新しい調査項目、後半は経年度比較を行うための調査項目であります。新しい調査項目は、日常生活意識や行動から、人権や差別全般に対する意識を把握するとともに、人権意識を類型化して同和問題を初めとする人権問題に対しての意識の違いを探る調査項目でありますので、よろしくお願いいた

します。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 成田議員御質問の道路行政についてお答えをさせていただきます。

まず、砂川櫛井線の事業進捗状況についての御尋ねでございました。砂川櫛井線につきましては、一丘団地よりJR和泉砂川駅に至る事業認可区間1,498メートルにつきまして、一部権利者を除き用地取得等もおおむね完了しております。また、一丘団地内の600メートルにつきましては、既に暫定供用を行っておりますし、平成8年度には牧野地内で改良工事を約150メートル、また平成9年度には一丘団地から尋春橋までの間約140メートルの改良工事、平成10年度は同区間内で車道部分の約100メートルの改良工事を行ったところです。

また、かねてより懸案となっております製造工場の件につきましては、ことしの9月初旬に用地並びに物件移転補償の契約を締結することができました。現在、当該契約に基づく作業等、鋭意進めているところでございます。

また、ことしの7月に泉南市主要建設事業再評価委員会で御審議をいただきまして、住民の要望が多いことから、この事業については早く完成をするようにとの御答申をいただいているところでございます。残区間の事業につきましても、早期に供用開始できるよう努力をしてまいる所存でございます。

続きまして、道路におけるノーマライゼーションに基づく障害者対策についての御質問でございました。

道路の新設並びに改良工事は、大阪府の福祉のまちづくり条例を遵守して、いわゆるバリアフリー化を行い整備をしているところであります。少しずつではございますが、進んでいるところです。ただ、道路整備のうち歩道整備に関しましては、道路構造令上の基準であります2メートルを確保するには、用地買収、物件補償を行うところが多く、対応に苦慮しているところも事実でございます。

また、歩道の段差解消につきましては、これま

でも年次的に実施をしており、今後もできるところから引き続き実施していく予定でございます。

どうぞ御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 私の方から、図書館行政についてお答え申し上げます。

図書館は、昭和59年にオープン以来、15年を数えております。その間、貸出冊数を3冊から5冊に増加いたしまして、昭和62年に自動車図書館かしのき号の運行を始め、平成元年にはAV資料、カセットの貸し出しを開始しております。次いで、平成4年にAV資料のCDの貸し出しを始め、平成5年には利用者みずから検索できるよう端末機を2台設置いたしております。平成8年に、より市民サービスに努めるため、月曜日の午後と火曜日の休館日を月曜日の1日の休館日とし、開館時間を5時間ふやしたところでございます。

月曜日を休館日といたしましたのは、大阪府立図書館を初め、大阪市立図書館、堺市立中央図書館など、市民からのリクエストによく利用させていただき図書館に合わせまして、よりスピーディーに利用者の要求にこたえられますよう変更いたしました。年間の開館日数も、府下公共図書館に合わせた運営をいたしておるところであります。

次に、少年非行の現状と取り組みについて、またその考えについてをお答え申し上げます。

平成10年中における大阪府内の刑法犯少年検挙人数は約1万9,600人で、前年に比べわずかに減少いたしておりますが、全刑法犯の5割以上を占め、その約半数が中学生による非行という憂慮すべき状態が続いております。また、内容的にも凶悪犯、ひったくり、覚せい剤乱用等が激増するなど、凶悪、悪質化、低年齢化の傾向を一段と強めているのが現状でございます。

一方、泉南署管内の特徴的な傾向といたしましては、非行少年のうち中学生非行が全体の5割を占め、前年に続いて非行の主演となっており、次いで高校生となっている点でございます。

このような中で、次代を担う少年の非行を防止し健全な成長を図ることは、私たち大人に課せられた重大な責務であり、少年問題に携わる関係機関、関係団体はもとより、家庭や学校、さらには

地域社会が一丸となって取り組んでいくことが何にも増して重要であると考えております。

つきましては、青少年指導員を初めとする各関係機関によります社会環境の整備、有害環境の浄化、街頭での指導や啓発など、青少年の非行防止及び健全育成に向けた積極的な取り組みや活動をより強力に推し進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員のバス問題について御答弁申し上げます。

本市のバス問題につきましては、9月議会でも御答弁申し上げましたが、近隣各市町村で実施されております福祉バス、コミュニティバスの運行等状況調査資料の集約及び参考資料の収集も既に終わっております。

これからは福祉バスを充実させる場合や、コミュニティバスを運行する場合等の運行経路及び回数、また本市直営か委託の方がいいのか、及び料金等の問題についてまとめる作業を行ってまいりたいと考えてございます。その作業が済みますと、本市のバス問題検討委員会で検討を行い、方向づけが出来るものと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） それでは、最初に砂川樫井線の問題についてお伺いしたいと思います。

私もはいつも月曜日に新家の駅前で宣伝活動をしとるんですけど、新家の駅前は、最近私3カ月間あそこの駅で立ってやっても、今までの3カ月前とは全然違う込み合いがしとるという感じがいたします。

それで、夕方の6時ごろ、中谷病院から新家の駅前の数珠つなぎと、一丘団地から行く車の状況を感じると、身の毛がよだつほど危険性を感じる、こういう一触即発の状況ではないかと。市長もそれはよく御存じだと思っんで、きょうでも朝立ったら4台ぐらい入り乱れて、ちょっとでも接触するんじゃないかという、非常に危険度200%近くに今なるとるんじゃないかと思っます。

財政的には非常に厳しい問題があるんですけど、今日砂川樫井線は、いわゆる1年前の状況でなく、早急に開通させる必要があるんじゃないかと私は思うんです。

一丘小学校から樫井に抜けるその買収、そういう問題はどうかという点を踏まえて、それから尋春橋の改造の問題についてでありますけど、平成6年の議会答弁を見ますと、そのときも同じように尋春橋を買収してということ、平成6年の当時の事業部の課長が6年前に答えとるんです。順次早期にやりたいということ、6年前に言っとるんですけど、そして次の平成8年の決算を見ると、1億7,000万を砂川樫井線で不用額にしとるとか、こういうふうに言うこととやることが非常に、相手があることだろうと思うんですけど、つまってる。

そういう点で、さっき片木アルミとの話がついたと言うんですけど、たしか片木アルミとの話は総額17億円で、ことしの予算に7億5,000万が載ってますわね。これ、ちょっと僕はわからないんですけど、ことし、平成11年の砂川樫井線の計画を見ますと、地方債で7億4,900万ですけど、これが片木アルミのことなんですか、そのうち6億か、これで解決したということですか。だから、いつ尋春橋から抜けて、新家駅前へ行くのか。6年前も同じことを言ったんですけど、これは見通しはどうなってるのか。

それから、図書行政なんですけど、これは私も自家営業の人から非常に要望がありまして、月曜日を休業している自営業の方は、成田さん、夫婦で働いとったら永久に図書館が使えない、ということで、確かに月に1回くらい月曜日を開館にするとか、同じ市民でありながら図書館が利用できないというのは非常に不公平じゃないかという、開館時間を延ばすというのもあるんですけど、自営業者のための対策もやっぱりとるべきじゃないかと。だから、月のうち1回くらい月曜日は開館にするとか、そういう体制もやっぱり必要ではないかと私は思うんですけど、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 確かに議員御指摘のと

おり、新家の駅前は大変な交通渋滞のときがございます。私もせんだって朝の7時から8時まで1時間ほど駅にいましたんですけども、そのときには割とすいておりました、渋滞が15台で最高でございました。これが一番少ないのではないかなということで、余談でございましたが。

まず、駅前の解消の一環といたしまして、尋春橋は砂川樫井線の道路の施設ではございませんで、市場長慶寺岡田線、これの事業に伴う施設ということでございまして、来年度ぐらいから例のクラノクの道路整備を行いたい。砂川生コンのところから尋春橋まで行って、そこから砂川樫井線に行って、それで一丘団地のところを通るということでございます。

それから、事業認可を取っておる区間につきましては1,498メートルでございますが、今まだ一丘団地の、あそこが一番北東の端になりますか、そちらから樫井に抜ける道路については事業認可も取っておりませんので、用地買収等の事業は進めておらないところでございます。

また、ことし予算の計上を行いましたアルミニウムの製造工場の補償につきましては、本年度と来年度、補償方式によって事業の進捗を図るということで進めておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 図書館についてお答え申し上げます。

全市民に公平に図書館を利用していただく、これは私どもの願いでもあります。ただ、現状としましては、御指摘のとおり開館日に来れないというようなあたりの営業の方とか、そういうような方のあるのも事実でございます。

ただ、図書館を開館するにおきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、ほかの図書館との関連性も持たしまして、ただエンドレスで開館するというようなあたりにつきましては、いろいろ諸課題も抱えておりました、このあたりにつきましては検討課題とさせていただきたいというふうに思いますので、どうか御理解お願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 砂川樫井線の早期、小学

校のところでもどん詰まりだから、結局基本的な開通にはなりませんけど、しかし新家駅前の状況を見ると、私は前は団地の中を通ることを非常に反対したんですけど、今日あの新家の駅前の状況をいろんな観点から見ると、安全対策を講じる意味でも早期の砂川樫井線の開通というのは、非常に必要ではないかと思うんです。

その点、市長はどうですか。この点1つ聞きたい。砂川樫井線は団地の住民も非常に危険だし、あの辺の住民は非常に生活を脅かされとるという点で、砂川樫井線については第一級、超一級ですべきではないかと、そう思います。その点はどうですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 砂川樫井線についてはおっしゃるとおりでございます、本市の市施行の都市計画道路の第1号的な象徴的な道路でございます。ただ、非常に長い期間かかっておるというのも事実でございます。延長が長いというのと、それからいろんな物件があったというのもあるんですけども、ごく最近、最大の課題でありました物件も解決いたしましたので、駅から当面中の池砂川線という道路まではめどがついたというふうに思っております。

あと、そこから一丘までの間、これ所有者は実質同じなんですけど、まだ物件の家屋——ほとんどかかりませんが、その宅地等がまだ残っております。ですから、これらの解決をしないといけないという部分。それと、尋春橋との交差点付近の工事、これも残っております。

それと、おっしゃったように一番大阪側の小学校から新家線までの間、これがちょうど調整区域になっておるものですから、国でいいますと今やっておりますところと補助主体が違うものですから、なかなか一括にということまでいってありませんけれども、この市街化区域内の一定のめどがつく時期までに、当然その調整区域間もやりたいというふうに思っております、既に概略設計はやっておりますので、あと補助の関係もございまずけども、事業認可を取るという方向に進めていきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、一番先に手をつけた

都計道路でございますので、できるだけ早期に全力を挙げてやりたいと。最大の課題が解決いたしましたので、非常に明るさは見えてきたというふうに思っておりますので、今後とも努力をしたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 25年間かかって待ってるんで、これ以上、25年間かかるとるから早くやることにこしたことはないんですけど、早急にするよう要望いたします。

次に、同和教育についてお伺いしたいんですけど、先ほどのふれ愛教育なんですけど、吉野課長はふれ愛教育の中で1件だけ、どういうことをしとるかということに触れなかったことが1つあるんです。そのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

まず第1点は、ふれ愛教育につきましては、97年当時の教育次長が、組合との交渉の席の中で、ふれ愛教育の予算を捻出するに当たって、臨海学校より同和教育の方が大事だということで、この臨海学校の予算を削って充てたということが事実あるんですけど、今も教育委員会はこのようにふれ愛教育については特別化しておるのか、お伺いしたいと思います。

それから、ふれ愛教育の問題なんですけど、平成10年度ふれ愛教育推進事業年間計画を見ますと、これは平成9年もそうなんですけど、ここに西光寺フィールドワークというのが、これは小学校6年ですね。雄信小学校、樽井小学校、それから鳴一、それから鳴二小学校が、西光寺フィールドワークということでそこへバスを連れて行くと、ここにあるんですけど、西光寺フィールドワークは、学校を出発して、西光寺住職、柏原解放センターで説明を受ける。その間、水平社の里フィールドマップというのがありまして、水平社歴史館、水平社創立事務所跡、西光寺、水平社記念碑などを回り、またこの水平社フィールドマップには水平社宣言記念碑、これについての感想文ですか、こういうのを書かせるとか、こういうのがあるんです。

これもふれ愛教育の一環としてやっておりますけど、これはどういう観点に基づいて、樽井小学



校の6年生とか雄信小学校の6年生を柏原の同和地区のいわゆる水平社宣言、そこへ引率したのか。この目的はどこにあるのか、特に私はその点をお伺いしたいと思います。

しかも、この当日学校で配ったものの中には、水平社宣言記念碑ということで、この文章の中に、この日の荊冠旗が一番最初の荊冠旗ですと。小学校6年生に荊冠旗という意味が、例えば一般地域の子供にこういう荊冠旗という——僕はよくわかりますよ、荊冠旗がどういう意味か。しかし、小学校6年生に荊冠旗の意味がわかるのか。それから、宣言文、この中身がどのようにわかるのかということについても、どういう立場でそういうことを教育委員会の方針として行ったのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

それから、鳴滝幼稚園の保育の中身をこれは答弁がされませんでした。だから、質問を再度いたします。鳴滝幼稚園については、たしか5歳児のみが6時まで延長し、給食代は無料と。これは何に基づいてこういう幼稚園が5歳児だけ延長保育をやることができるのか、その点を説明してほしいです。

それで、給食の委託料で508万2,000円、これは無料、それから同和教育に関する推進費、それをプラスすると、鳴滝幼稚園では年間986万というお金が使われとるんですけど、幼稚園でこういうことができるかどうかの理由、その点をお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部参与。  
教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）  
成田議員の質問の第1点目でございますが、教職員組合との97年当時の話し合いにおいて、当時の担当者がCCP事業のいわゆる設置の予算のことにかかわりまして、臨海学校の予算を削ってふれ愛事業を予算化したんだというふうな回答が当時あったということについては、現時点で資料を持ち合わせておりませんので、断定的なことは後日資料提示させていただきますが、通常の臨海学校の予算を削ってCCPの事業を新たに創設したということについては、そういったことはないのではないかと思います。ただし、今手元ございませんし、確認もしておりませんので、その点に

つきましては後日確認をした内容をお渡ししたいというふうに思います。

2点目の西光寺フィールドワークの件ですが、余り細かな点まで御報告申し上げますと、時間の関係もございますので、先ほどちょっと割愛させていただきますけれども、西光寺フィールドワークをどういう視点からやっておるのかということでございますが、当然西光寺という場所柄ですが、これは万人の一致するところでございますが、いわゆる全国水平社発祥の地というふうに言われている歴史的背景を持つ土地柄でございます。

片や小・中、とりわけ小学校の歴史学習等におきましても、戦前の運動の1つとして岡崎における水平社の創立の件、あるいはそういう運動が戦前にもあったということにつきましては、歴史的な事実として歴史学習の中で学習をしておりますし、その前段として、さまざまな御議論はあろうかと思いますが、一定今の教科書、当然学習指導要領に準拠してつくられた教科書等におきましても、教科書会社による取り扱いの違いはございますけれども、基本的には封建社会における身分制度の問題、あるいは身分制度をなくしていく、例えば渋染一揆の取り扱い、あるいは明治以降の解放令、あるいはその流れの中である水平社の創立等々につきましては、小学校という段階ではございますが、一定歴史学習の中で位置づけられておりますし、学校でもそういった取り組みをいたします。

そして、いわゆる事前の歴史学習を実施いたしますとともに、その歴史学習実施に当たりましては、それぞれ子供たちを連れていく小学校の担当学年が事前に集まりをいたしまして、そこでそれぞれの学校の取り組みの若干の違いもございますので微調整をし、どういう学習にしていくのかということ論議し、そして当日4小学校で実習に移したものでございます。

それから、鳴滝幼稚園の件にかかわって御質問の点につきまして御答弁申し上げます。

1点目は、御承知のように鳴滝地区における就学前の組織は、たしか昭和49年から0歳児から4歳児につきましては保育所で措置をします。5歳児につきましては鳴滝幼稚園で措置をします。

そうして、それぞれの関係の小学校へ進学していくと、こういったシステムを当初からとっております。

そういう関係の中で、いわゆるそういう関係にしていくための保育時間、長時間保育、具体的に申し上げますら保育所は基本的には9時から4時までの保育をいたしております。そういう前提に立ち、なおかつ保育所と幼稚園にまたがった就学前の一定のシステムをつくってきただけという中で、当然保育所の保育時間と合わせていく、それがまず1つ。

並びに保育所の方が、これは全市的な時間外延長保育のニーズの中で保育時間の延長をしていくと。そういったことは一保、二保においても同様でございますので、それを受けて鳴滝幼稚園においても延長保育、4時以降の時間外保育等を実施をしてきた経緯がございます。そういったものの中で、保幼一元化、長時間保育の実施に伴って、給食等についても実施をしてきた経緯がございます。そういった予算的な対応というのが、先ほど御指摘いただきました委託料の500万何がしてございますし、それから時間外延長保育に伴う賃金等の中身でございます。

以上でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 長々と説明をいただいたんですけど、私はふれ愛教育の名のもとにこういう、本音は同和教育ということで、人権推進の問題を私はかつて言うたんですけど、奈良とか兵庫の同和地区に視察に行くと。地名総鑑などで本来こういうところに同和地域があるということ自体を明らかにしてはいけないということの大いに一方の運動の方は叫ぶんですけど、小学校6年生を奈良の同和地区、水平社の創立記念碑——私はそのこと自体は別に否定はしません。そういう特定の、水平社にしるその運動論にしる、私はそういう運動に対しては見識を持つんですけど、しかし、6年生の子供にそういう荊冠旗の問題とか同和教育という、ふれ愛教育と言いながら本質的には一般校を巻き込んで小学生をそちらへ連れて行って、発達途上の子供にそういう問題を教える。

こういうことが正しく理解できるのか。

私は、その点について、ある意味では解放を担う小学生や子供たちをつくるなどと言うそういう団体もあるんですけどね。しかし、そういう意図はないとしても、こういう一定の思想的な、あるいは一定の考えを持ったこういうところへ子供たちを連れていくということは、教師はいわゆる不偏不党、教育は中立でなければならないという立場であると思うんです。こういう点について、このことが正しいのかどうか。今日、小学校6年生をそこまで連れて行って、どうですか。

私は、これを聞いてほんまにあっと驚きましたわ。これはふれ愛教育の名で行くということに私は非常に疑問を感じるし、果たしかふれ愛教育というのは、この間泉中でやったけど、樽井とか雄信の小学校を巻き込んで、なるほど僕は巻き込むというとらえ方をするんですけど、このふれ愛教育の本質はどこにあるかと。この点はやっぱりきちっと、私どもは同和教育の廃止の観点から見えています。その点どうですか。

それから、鳴滝幼稚園の問題なんですけど、私はこの問題を長年してきたということは、行政当局に極めて大きな問題があると思うんです。泉南市幼稚園条例、これには幼稚園の保育料を1人月額5,000円とする。それから、第10条、幼稚園の教育課程は学校教育法にのっとり別に定める教育課程により行うと。ここには1日の教育時間は4時間を標準とする。これは季節により増減は可能と考えとるんですけど、教育時間は午前9時より午後3時、これが泉南の幼稚園の決まりですわ。

鳴滝幼稚園は全くこれから外れてますよ。幼稚園じゃないわな、あれ。本来6時というのはね。鳴滝幼稚園と言っとるんですよ。保育所は6時まで保育するということはあるんですけど、ここにははっきり3時までするのを6時までやると。しかも、給食代はただだと。二十数年間にわたってこういう特別な体制、こんなものはもう廃止すべきですよ。幼稚園じゃないでしょう。

それから、もう1つ、例えば鳴滝地区で5歳児で幼稚園に入園を希望する人、こういう幼稚園ですよ。例えば3時までの幼稚園、公立幼稚園に行

きたいと。これは行けますか。6時まで行かなきゃならないでしょう。

例えば、一丘の児童が幼稚園に行ったら、普通の幼稚園に行きますわな。しかし、鳴滝の5歳児は最初からそういうふうの子供の——あなた方は子供の人権、権利ということを述べるんですけど、子供が幼稚園教育を受ける権利はどこにあるんですか。

例えば、親が3時までの幼稚園へ行きたいと。それはだめだということですか。教育委員会は子供が幼稚園教育を受ける権利を——子供の権利ですよ、あなた方がいつも言う人権、教育、権利。5歳児の幼稚園教育を受ける権利をあなた方は否定するんですか。鳴滝幼稚園をもう1個つくるんですか、そうしたら。行けないでしょう、鳴滝幼稚園以外には。行けますか、鳴滝の児童が。一丘幼稚園には行けませんよ。人権問題の観点から見た答弁をお願いします。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部参与。教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）まず、第1点目のふれ愛推進事業におけるフィールドワーク、いわゆる現地学習について再度お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、西光寺のフィールドワークの実施の視点というのは、それぞれ4小学校の歴史学習の中で取り上げた学習との関連で、実際にその地を訪ねて、例えば西光寺あるいは近隣にあります記念碑等の歴史的な事実を客観的に学習するというを目的といたしておるものでございますので、よろしく願いいたします。

鳴滝幼稚園の保育時間についてでございますが、4時からの保幼一元化の一定の取り組みの中で、地元保育所に第一保育所、第二保育所の保育時間、あるいは幼稚園の保育時間、子供を預ける保護者にとりましては、両方といった状況もございますので、当時の子供たちの生活実態、あるいは保護者の生活実態の中から保育内容を保障していこうということで長時間保育を実施した経緯がございます。

なお、4時以降の保育につきましては、それぞれの保護者選択によって、就労との関係で4時以降も延長保育、時間外保育を受けたいという客観

的な状況に置かれてる保護者につきまして、保護者の選択によって受けていただいておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は再度驚いたんですが、例えば水平社といえども特定の団体の宣言なんですけど、例えば日本共産党の創立がここにありますと、ここで警察に捕らわれて日本共産党の人は苦しみましたと。樽井小学校の人、よくわかりませんか、こんなことは運動団体がすることであって、公教育ですることではないですわ。

私は、これを読んだらこう書いてあるんですわ。燕神社のところで看板を掲げながら活動を行ってききましたが、当時ですからこのような活動に警察が黙ってはず、結局看板を外して、看板は坂本さんの野小屋に掲げて、実際は燕神社で行ったと言われます。

わかりますか、これ、何で警察に弾圧されたという……。理屈を説明せなあかんでしょう。解放運動はこうであったと、糾弾闘争をしたんやと説明せな子供はわかりませんで、こんなこと。それから、荊冠旗の問題もわかりませんで。厳しい時代の中で闘ってきた歴史を。

運動団体は私はそれでええと思いますわ、全解連にしる解同にしる。しかし、公教育の学校の先生がそういうことをね、樽井と雄信の小学生を連れていって、そういうことを教えて、そして感想文までまた書かせるということでしょう。これ、思想教育以外の何物でもないですよ。一方的や、解放センターとか、そこの見に行くところは。一方的な団体の施設や。これは意図的というより、解放運動の一部の部分、これは人権推進委員会もそうなんですけど、やっとなんということ、公教育の場でこういうことはやるべきではないと。運動団体がするのは、それは当然ですわ。我々日本共産党もそういうことを支持者にやりますよ。しかし、公教育ではそういうことはやりません。

だから、私は水平社宣言とか、こういう解放センターへ子供たちが行くことは、公教育としてこういうことを教えとるのか。運動論を理解させるのか。よくわかるよ、これ。僕らは政党の党員で

すからね。どちらですか。公教育でやっとなのやと、そういうことを言い切れるんですか。それやったらやめなさいよ、直ちにこういうことは。

それから、もう1つ、鳴滝幼稚園の問題。

議長（嶋本五男君） 成田君、時間がありませんので簡単に。

14番（成田政彦君） 条例にもない、法律根拠もないことを24年間、父母の要求でやった。父母の要求だったらすべてやるんですか。そうしたら一丘の幼稚園でもやれ。父母の要求があったら、全幼稚園で給食をやれと言ったらやるんですか。違うでしょう。ここだけは特別にやっとなんでしょう。条例違反じゃないですか。（巴里英一君「条例違反やったら何でやってもらってるの」と呼ぶ）違うって、そんなこと言うてないねん。幼稚園なら幼稚園らしい教育をしなさいと言っとなねん。答えだけちょっと言ってよ。

議長（嶋本五男君） 時間がありませんので簡単に。

教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）

成田議員の再度の質問に御答弁申し上げます。

まず、歴史的な事実を客観的に、先ほども申し上げましたように、解放運動についてはさまざまな御議論があるということは重々承知いたしております。先ほども申し上げましたように、それぞれの学校の年間計画に基づいた歴史学習の発展として歴史的な客観的事実を子供たちに学習すると。学習に当たっては、それぞれの学校で事前学習を行い、あるいは当日の学習内容等もそれぞれの学校の関係者の協議によって実習をいたしておるものでございます。

2点目の鳴滝幼稚園における取り組みでございますが、先ほども申し上げましたように、同和保育のいわゆる同和行政の一環として、先ほど申し上げましたような経過の中で、子供たちの発達保障、あるいは保護者の就労保障等々の課題にこたえる事業を特別対策として実施をいたしたものであります。

今後のあり方につきましては、従来申し上げておりますように、庁内の検討委員会等において今後のあり方については検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜

りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 以上で成田議員の質問を結びたいします。

3時40分まで休憩いたします。

午後3時 7分 休憩

午後3時43分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

6番（松本雪美君） 皆さんこんにちは。日本共産党の松本雪美です。1999年第4回定例会に当たり質問をいたします。

さて、労働基準法が改悪され、女性保護規定が撤廃されました。深夜労働、長時間の時間外労働、休日労働が押しつけられ、働く女性は大変です。さらに、労働者派遣法の改悪で男女を問わず安価で首切りしやすい派遣労働者をたくさん生み出すなど、労働者を犠牲にして企業を守る悪法が次々とつくり出されています。

仕事をしている母親が安心して子供を産むこともできないなど、根本的な社会問題解決を後回しにしていることが、少子化という状況をもつくり出しているのではないのでしょうか。

男女がともに社会のあらゆる分野で活動に参加するチャンスを与えることを主張した男女参画基本法は、ことしの6月に制定されました。この法律を審議する中で、特に政策決定の場への女性参加や各分野への女性の進出を、そして女性にあらゆるチャンスを与えようという、女性の地位向上という方向で重点が置かれてきた法律であります。真の男女平等を実現する前提となる基本理念である母性保護や雇用条件整備などを含む男女平等の問題などを外していることは問題だと、論議の中でも指摘をされました。

そして、多くのこうした御意見を受けて、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のため環境整備を早急に進めること。特に子の養育、家庭の介護については、社会もともに担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ることなどの附帯決議が付され、真の男女平等に役立つ男女参画基本法を実効あるものにした

いとのおいが組み入れられました。

そして、この法律の具体化を推進すれば、少子化の方向を食い止め、安心して女性が働くことができる男女共同社会が実現することになると期待をするところでもあります。

こうした女性たちの運動をよそに、大阪府知事が起こしたセクハラ事件は大きな波紋を呼びました。女性に対する暴力の根絶、人権の確立に取り組む男女共同参画社会基本法の中でうたわれている附帯決議の中で示されたこの姿勢とは、相反する行為を知事はしたのであります。

そして、許せないのは、横山知事は国の男女共同参画基本法を受けて大阪府の男女共同参画社会を目指していくための施策を推進していく推進本部長をしているということでもあります。事件を起こした後も、この職責を汚し、今も辞職をしないでそのまま推進本部長を続けています。

横山知事は、選挙期間中にアルバイトの女子大生にわいせつ行為を働き、女性として耐えがたい人権侵害のわいせつ行為だと訴えられ、知事として公務に専念するため裁判を回避し、法廷で答弁もしないという態度でありました。そして一方、法廷を離れると政治的陰謀説を振りまくなど、女性にとっては許せない悪質な態度であったことは既に皆さんも御承知のとおりでしょう。知事はいかに事実無根、真っ赤なうそと言っても、事実を明らかにしないこと自体、知事の疑惑や有罪性を実証しているのではないのでしょうか。

日本共産党を初め与野党の女性府議、地方自治体の女性議員、そして多くの女性団体の運動をされている皆さんたち、こうした人たちが一同に抗議をし怒りを表明しました。政治的、道義的責任をとって知事を辞職しなさいと迫ってきました。

愛知淑徳大学教授でジェンダー女性研究所所長の国信潤子さんは、セクハラはどんな状況で行われても人権侵害であり、逃げるのは女性の人権だけでなく法制度そのものの蔑視であること。今回の問題を記録し、英文資料化し、国際的な場で明らかにしたいと怒りを語っていることをここで紹介しておきます。

さて、13日のきょう11時、この事件の判決がありました。裁判長は、判決主文には横山知事

に対して執拗で悪質であり、計画性もうかがわれること、そして虚偽の告訴による名誉棄損など被害者の女性の言い分が全面的に認められ、1,100万円の支払いを命じました。

これに対して、横山知事はインタビューでどう答えたでしょうか。公務を最優先することでの決断であった、今後信頼回復に努めたいと開き直り、辞職をする意思は示しませんでした。セクハラ事件を起こした知事さんなんて本当に恥ずかしいことで、耐えがたい怒りでいっぱいあります。

さて、大綱1点目、私は女性問題の質問をさせていただきますが、このような大阪府横山知事のわいせつセクハラ事件の判決があった今、まず最初に市長に対し、この事件の見解をお聞きしたいと思います。

その2は、男女共同参画基本法の立場に立って、当泉南市での「せんなん女性プラン」が策定され、2001年を目標とするとなっており、女性が安心して仕事ができる、どんな社会の場であっても生き生きと活動ができる、活躍ができる、そのための施策について一体泉南市はどういう形で進めてこられたのですか、聞かせてください。

大綱2点目は、平和の問題です。

泉南市に非核平和都市宣言が決議されてから17年になります。毎年8月には平和月間としていろいろな取り組みを実施されてきたところですが、しかしことしは大変なことが起こりました。安保条約に基づくガイドライン法の成立で、アメリカが日本の周辺で起こした戦争の協力を日本に迫ってきています。米軍の関西国際空港の軍事利用を認めるといふものであります。

当然、地方自治体として住民の安全を保持するという役割を發揮せねばならないのに、このことで自治体も住民も空港で働く人たちも、米軍の協力を迫られ、拒むことはできないのです。こうした状況に追いやられるのではないかという心配はいっぱいあります。私たちのもとには、どうしてこんなことになったのか不安でたまらないの声がたくさん寄せられました。平和の空港として軍事利用はさせないという政府の約束もどこかに吹っ飛んでしまったのでしょうか。

市長は、ここ数回の本会議で質問者に答えて、

関空の軍事利用については反対だとの意思表示をされています。市議会での関空の軍事利用には反対する、こうした意見書が採択されました。平和を願う市民が抱えている不安が受けとめられ、喜んでいるのですけれど、この際もう一押しこの思いを確かなものにするべきではないでしょうか。このような思いが日一日と強くなっています。

そこで、市長にお尋ねしますが、この泉南市でも非核平和都市条例を制定してはどうでしょうか。そして、2つ目には、市の庁舎に関空の軍事利用反対の市長の意思や議会の意見書の採択された、こうした意思を横断幕に掲げてはいかががでしょうか。市民の平和の意思を表明しようではありませんか。また、非核平和都市宣言を刻んだモニュメントを、樽井駅や新家駅など整備されたのですから、ここにも設置をすれば十分にスペースはあります。樽井駅や新家駅に設置をしてはいかががでしょうか。

市制30年来年には迎えます。不況風を吹っ飛ばし、ホットな思いで2000年を迎えようではありませんか。平和で安心して豊かに暮らせる泉南市とするために、平和の問題でこの3点について意義ある決断を市長にお願いいたします。

大綱3点目は、たばこの害から市民の健康を守る施策についてですが、1970年にはWHO—世界保健機構がたばこの健康に関する決議をしてから30年が終わろうとしています。

1988年には毎年5月31日をWHOは世界禁煙デーと決め、1989年には大蔵省のたばこ事業審議会が大蔵大臣に禁煙と健康の問題に関するたばこ事業のあり方を答申し、同じ年にはWHO総会でたばこに関する行動計画を策定しました。1993年には、あらゆる科学的見地を取り入れ、たばこの健康問題に関する報告書を厚生省が公表しました。

このようなもとの、近年では諸外国ではあらゆる方法でたばこ対策に取り組むようになり、各公共施設や民間施設での分煙対策、航空機内ではすべて禁煙になるなど、国民の大きな関心を寄せてきました。

1995年、厚生省はたばこ対策行動計画を策定し、1996年、公共の場所における分煙対策

のあり方を検討、そして労働省では職場における禁煙対策のためのガイドラインをつくり、喫煙者と非喫煙者が相互の立場を尊重しながら対策を講じることなどが示されてきました。

そして、ことしの5月31日には、健康都市大阪の実現を目指してというテーマで、大阪たばこ対策行動計画が策定されました。未成年者の喫煙防止対策の防煙、喫煙者が周りの人たちに迷惑をかけないようにする分煙対策、禁煙をしたい人に対する禁煙サポートなど、3つの柱を中心にした取り組みが示されました。

ことし6月にもたばこの害などについて取り上げたところですが、分煙対策として市がどう取り組んでいくのかお聞きをしましたが、具体的には示されませんでした。公共施設での分煙対策の取り組みについてお答えください。

第4点目は、まちづくりの問題です。

17年も経過しても住民の納得いくものにならない和泉砂川駅前再開発事業は、開発公社での代替購入用地などは処理ができずに、毎年金利が膨らみ、23億5,000万円の借金ができています。調査費は1億3,000万もかけ、市民の税金をつぎ込んだのに、再開発事業の計画は破綻したと言えるのではないのでしょうか。

でき上がった再開発計画は、住宅99戸のうち41戸を加え、商業床の85%程度が大権利者のものとなり、さらに市が8億円を使って駐車場の床を購入し、再開発保留床を買い取り、資金の肩がわりをするという計画が打ち出されました。

地域内の商売人を泣かし、市の財政を食い物にする再開発計画は、もう中止以外にはありません。今やるべきことは、駅前を利用する人が安全で便利に、駅前の商売人さんたちが元気に商売ができる駅前整備です。そのための方法をもう一度考え直してみることが何よりも大事なことだと思っています。

駅前の交通混雑解消のため、バスのターン帯をもと日通集荷場の奥に持つていくことはできるのではないのでしょうか。こういうことにも一度考えて取り組んでいただきたい。

その2は、牧野公園が計画されていますが、開発公社の買収用地、未利用地をもと牧野の工場跡

地を利用すれば、開発公社の金利負担も軽くなるし、公園づくりが十分できる土地ではないかと思えます。

その2は、つつじヶ丘の不法宅地造成の工事に対することで、市はどのように指導されてきたのか、このことについてお答えをいただきたいと思えます。

私の質問は以上です。答弁の方よろしくお願ひします。

議長（嶋本五男君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、女性問題のうちの横山知事のセクハラ事件についての私の考え方といえますか、思いについての御質問でございますけれども、御承知のとおり本年4月、改正男女雇用機会均等法が施行されまして、事業主には職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するための雇用管理上の配慮が義務づけられました。

本市におきましても、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する要綱の制定並びに職員研修等により、セクシュアルハラスメントの防止に努めております。

今回、御指摘がありました知事のセクハラ事件でございますけれども、過日11年の11月8日に朝日新聞が府下市町村長に対しましてコメントを求めておりました内容が一覧で掲載をされました。そのときにも私は申し上げたわけでございますけれども、知事が言われるように、事実無根あるいは真っ赤なうそということであれば、そういうことをやはり法廷できちっと主張すべきであると。裁判回避というのは戦術としてはあるかもわかりませんが、これはやはり府民に理解されないというふうにコメントをいたしました。

府下の各市町村長の意見も、大体やはり何もなしということであれば堂々と法廷で争うべきだというのが圧倒的に多かったというふうに理解をいたしております。

しかし、知事は争わないということを判断されたわけでございまして、議員御指摘のようにきょう午前に判決がございまして、賠償金1,100万、そしてまだ判決文は見ておりませんが、ニュースの中では、御指摘があったように悪質であ

るとか、あるいは計画性が認められるというような、非常に厳しい内容であったというふうに思っております。

これは民事訴訟ということで、争わないということは、そういうことがあったとみなすという前提に立っているというふうに思いますが、非常に厳しい判決だったというふうに思っております。

なお、この問題につきましては、現在刑事訴訟にもなっておりますので、刑訴法上の今後の行方については見守らなければいけないというふうに思いますが、やはり知事がもし潔白ということであれば、当然その民事の場でも私は争ってほしかったというふうに思えます。

結論は出ましたので、今後知事としてどういう対応をされるかということを見守ってまいりたいというふうに思っております。

それから、非核平和都市条例制定に関連いたしまして、関空の軍事利用について、私は以前から反対の立場をとっておりましたけれども、先般の議会で議会としても同趣旨の意見書が採択されたわけでございますので、私と議会の意思は同じくなったというふうに思っております。

それで、非核平和都市条例の制定についてはどうかということでございますが、近隣ではございません。関東の方で例えば藤沢市等、こういう条例を平成7年に施行されておられます。私も内容を取り寄せて勉強いたしておりますが、これらについては今後中身について一定の研究をしたいというふうに思っております。

それから、横断幕あるいはモニュメント等についてということでございますが、これらについても御提案というふうに受けとめさせていただきたいというふうに思えます。モニュメントについては、以前つくった経緯もございますが、小さいと見えにくいとかいう意見もいただいております。それから、看板については市内何力所か設置をいたしておりますけれども、これらのあり方ということについても今後の課題として受けとめ、研究をしてみたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 松本議員の女性問題の「せんなん女性プラン」の実施計画の策定に

ついてを御答弁させていただきます。

「せんなん女性プラン」は、女性施策上の基本構想、基本計画、重要課題・施策の方向を示したものであり、女性総合相談、市民参画型の女性問題アドバイザー育成講座、ステップフォーラムの実施等、関係部課においてプランを踏まえた実施の推進に努めてきております。

しかしながら、「せんなん女性プラン」を策定して数年が経過しており、本年4月には改正男女雇用機会均等法が施行され、また6月には男女共同参画法が施行され、プラン策定時より社会情勢が変化してきております。現在、プランの計画内容の見直しを考えております。女性施策をより組織的、系統的に進めるには、実施計画の策定が必要であり、見直し後のプランを踏まえ、財政事情も勘案しつつ、実施計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、女性プラン11年度の基本計画に伴う取り組みでございますが、紹介させていただきます。

人権啓発課として女性問題アドバイザー育成講座、これは4月28日から7月25日まで1週間に1回、水曜もしくは木曜ということで13回行っております。ステップフォーラム、女性シネマフォーラム、女性相談、これは月3回、第1・第4金曜日、第2水曜日でございます。

それと、啓発冊子ステップフォーラムの作成、これは2万2,000部作成させていただきました。広報による啓発記事の掲載でございますが、これは毎月行っております。女性問題アドバイザー育成講座報告集の作成、これは300部つくりました。泉州地域男女共同参画づくり協議会冊子作成、これは9市4町で1,000部をつくる予定でございます。

それと、関係部として教育委員会、公民館事業で親子ふれあい発見、これは前期6回、後期7回というようになっております。保育ボランティア講座、これは8回、赤ちゃん教室、前期が7回、後期が5回、親と子の広場、これは12回行っております。

社会教育課として、チビッコホームの開設、これは8カ所開設をいたしております。保健センター事業として、女性すこやか健診パート1、パー

ト2ということで各4回、乳がん検診が4回、それと人事課で職員研修、セクシュアルハラスメント問題研修会を行っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 公共施設での分煙対策について御答弁を申し上げます。

現在、本庁におきましては、午前、午後の1時間ずつの禁煙タイムを実施している状況でございます。一定程度理解されつつあるのではないかと考えております。

喫煙者と非喫煙者が空間を分け合いますいわゆる分煙対策でございますけれども、一定程度物理的な制約はございますが、来客者用の喫煙コーナー、職員の喫煙コーナー等の設置に向けまして、設置場所、機種の選定などの検討を現在行っております。早期に実現できるよう努力してまいりたいと考えております。

また、その他の公共施設に対してでございますけれども、関係機関と協力しながら、喫煙の現状、また喫煙コーナーの設置状況、分煙に対します認識等の調査を行い、実現に向け検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 松本議員のまちづくりについて、3点ほど要点がございました。お答えをさせていただきます。

まず、和泉砂川駅の整備の件でございますが、和泉砂川駅の周辺では交通混雑がひどく、これを解消することについて本市では急務の課題であるという認識を持っているところでございます。その抜本的な対策といたしまして、現在組合方式による事業整備手法をとって、信達樽井線、砂川樫井線及び駅前交通広場等の公共施設を設置する事業を鋭意検討しているところでございます。

恒久的な公共施設の整備完了までの暫定駅前広場の整備につきましての御質問でございましたが、御提示ございました国鉄清算事業団からの公社による先行取得地、これにつきましてはJRの現在の用地も含めまして、幅の相当狭い形状でございます。バス等の回転できる機能を有するロータ



リーを整備するには技術的に困難ではないかなと思っておるところでございます。

したがいまして、現在検討している再開発事業について、準備組合や地元権利者の意向に基づきまして、事業手法等についての見きわめを早く行い、その上で公共施設の整備を実施する必要があると考えているところでございます。

2点目の、砂川駅前周辺整備構想のもとに土地開発公社が先行取得している土地の件でございますが、かねて議会からも御意見、御指摘をいただいているところでございますが、その有効利用方法につきましては、土地開発公社と協議を重ねる中で、一部暫定利用を図るべく、協議調整を行っているところでございます。

また、牧野公園の件についての関連でございますが、牧野公園につきましては、既に都市計画審議会の御答申もいただきまして、またこの議会に実施設計の予算も計上させていただいておる段階でございますので、今の段階でころころあっちこっち位置を変えるということは考えておらないわけでございます。

また、奥野繊維工場の先行取得地につきましては、これは駅前整備の事業地と信達岡中を結ぶアクセス道路としての位置づけで先行取得したわけでございますが、全部が道路用地というわけではございませんが、道路の設置という段階になった時点で余地の利用ということも検討しなければならないというふうに思っておるところでございます。

それから、今後駅前整備事業とのスケジュールを図りながら、先行取得用地の有効な活用方法を検討する必要があるのではないかなと思っておるところでございます。

それと、3点目の砂川高校の西に当たります信達牧野つつじヶ丘での宅地造成工事についてのお尋ねでございましたが、御指摘の開発につきましては、宅地造成規制法に基づく宅地造成工事の許可申請と建築基準法に基づく道路の位置指定申請が同時に提出されました。本市といたしまして、事前協議の中で、隣地権利者及び地元地区長に対する説明の実施と、その経過報告を求めた上で、許可権者である大阪府へ経由したものでございま

す。

宅地造成工事許可申請の概要でございますが、区域面積は約1,300平米の規模でございますが、位置指定道路と宅地については専用住宅2戸と資材置き場にする計画となっております。過日、付近住民の方より工事説明が不十分であるという連絡を受けまして、開発者に対し再度説明を実施するように指導を行うとともに、現地確認をしたところ、まだ許可されていないのに本工事に着手をしており、許可されるまでの間、工事を中止するよう指導してまいりました。

現在、大阪府に確認をいたしましたところ、この12月6日に許可されておりまして、また付近住民への全体説明に加え、個別説明も実施したとの報告を受けております。開発者に対しましては、今後工事を実施するに当たり、工事安全対策、また環境対策等についても、付近住民の方々に十分理解を得た上で施工するよう指導してまいりたいと考えております。

また、今後の開発につきましても、開発者に対して今回のように事前着手のないように徹底するとともに、付近住民の方々とトラブルのないよう指導してまいりたいと考えております。どうぞ御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） では、議席から質問させていただきます。

市長さんは、最初に今度の横山知事のわいせつセクハラ事件の問題では、争わない知事の判断、こういう争わないことはやっぱりいけないことやということで、事件になるような事実があったということ認めるようなことだというようなことで、潔白というのならきちっと裁判でも争ったらいいと、こういうふうにおっしゃいました。

しかし、今回こういう判決でとても厳しい内容が示されて、女子学生の言い分が当然通ったわけですから、この大切な大阪府知事の、私たちの地方自治体の上層部にある大阪府の知事さんがこういうひどい事件を起こしたということが今回の判決ではっきりしたわけですから、私は今この時点でやっぱり今の知事さんの行為に対する怒りということで、市長さんも知事は辞職するべきだと、

こういうふうには私は表明してほしいんですよ。今この判決を市長は聞いて、辞職するべきかどうか、知事に対してそういう意思を表明する気持ちはありませんか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回ののはあくまでも民事でございまして、争わなかったということですから、そういうことがあったとみなすという、そういう前提の判決だと思います。一方では、刑事告発があるわけですから、当然そういうことが本当にあったのかどうかというのは、刑事訴訟法の中で明確にされるものというふうに思っております。

ですから、刑事上の判決が出たと、もし今回の民事のような判決が出たということであれば、これは知事の責任というのは、当然自分自身考えなければいけないというふうに思います。今回はそうじゃなくて、民事の損害賠償という部分でございまして、これが不戦敗ということですから、これをもって直ちに知事の辞職が適当というわけにはいかないというふうに思います。

ただ、こういう事件があったということは、やはり大阪府のトップである知事ということについて、大変遺憾に思いますし、そういうことを訴えられるということその自体、これは大いに反省をさせていただかなければいけないことだというふうに思いますが、私の考えとしては刑事判断を待つと、こういうことでございます。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 一般市民にとっては、民事訴訟であろうが刑事訴訟であろうが、この裁判長の下した判決というのは、やっぱりストレートに市民は受けるわけですね。何も無いのに何で賠償金を1,100万も払わなあかんのですか。そういうお金を払うという行為を知事は命令されたわけですから、また自分もそういうことは当然払ってもいいということでどんどんと裁判も回避して、そのことについては何一つ弁明もしなかったと、こういう事実ですから、当然一般市民、我々にとっては、大阪府知事がこのセクハラ裁判をそのまま、民事訴訟としても判決の出たことをきっちり受けとめて辞職をするべきだというのは、これは素直な気持ちですよ。

だから、私はここで市長さんが、民事裁判であろうが刑事裁判であろうが、こんな恥ずかしいことがね。さっきもちょっと私が紹介しましたけれども、この淑徳大学の教授は、世界的にも今、ちょっと初めての方もいらっしゃるかも知れへんですけど、ジェンダーエンパワーメント指数というのがあるんですよ。これは何かといいますと、人間開発指数といいますと、本当に国連で統計を出して、男女間のそういう平等が達成されたか。達成されたけれども、その達成されていないという部分もペナルティーにして減点をしたり、それから経済的にも政治的にも女性が社会参画をしてるかどうか、そういうことをしっかりと数字であらわして、そして日本の国は女性問題では一体何位ぐらいに当たるのかと、こういうことで研究をされてる先生ですわ。その先生が恥ずかしいと、英文化してきっちり世界にも報告するて、国連にも報告するて、こんなふう言うてるんですよ。それぐらい女性の怒りは大きいわけですよ、この事件では。

だから、私は今回この問題ではやっぱりはっきりとした、市長の女性の怒りを受けとめていただいた意思表示をしていただきたいと、こう思うんですけど、もう一度お伺いしますけど、辞職するべきではないかと、辞職をなさいということを表示するお気持ちはありませんか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは15日からまた府議会でも3日間かけて議論があるように聞いております。

私に質問ということで、私も事実関係は全くわかりませんので、当事者ではありませんから答えようがないわけでありまして、ただ我々冷静に考えなければいけないのは、民事と刑事があって、刑事で有罪ということになればこれは当然、我々政治家というのはいろいろ法律で規定があるわけでございます。それが今、一方で進行中だということをやったり今の時点では考えないといけなと思います。

その前段として、先に民事があったわけなんですけど、知事はそういうことはなかったと、真っ赤なうそ、あるいは事実無根と、こういうことをお

っしゃってるわけですね。しかし、裁判では争わないということで、敗訴を覚悟した戦術をとられたわけでございます。

きょう判決があって、非常に厳しい内容だと私も思います。夕刊に出るかというふうに思いますので、まだ見ておりませんが、それを見ないといいませんし、それから刑事の行方、これをやはり見きわめないと、軽々に知事に辞職を求めるとか、今はそういうことを言うべき時期ではないというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 府民に毎日新聞がアンケートをとったんですけれども、この判決以前のアンケートのときにも、横山知事は当然辞職すべきだと、こういう意見がもう半数以上にもなっていますし、今度の結果を見ましても、こういうふうに記者会見での発言があります。

芸能活動をし、元参議院議員で現職の知事という極めて高い知名度を有する横山知事が、記者会見を開いて女子大生を陥れるような発言を繰り返して、わいせつ行為の被害者を逆に陥れようとした行為は違法性が強い。こういうふうに言ってるわけですよ。名誉棄損に対する慰謝料がこういう1,100万支払いが命じられたわけですけど、違法性が強いというような言葉がきちっと表明されてるわけですから、この問題は私は市長としてもはっきりと今の状況を真正面から受けとめて、女性の声を受けとめて、知事は辞職しなさいという意思表示を市長としてやっていただきたいと思います。

何度も同じようなことを繰り返してもなんですので、やめますけれども、その辺ではやっぱり泉南市長が、いかに男女共同参画社会基本法に基づいて、真の男女平等をつかっていく社会をどのように受けとめていращるのか、そのことが問われる決断だと思いますよ。

それで、先ほども言いましたが、そういう男女共同参画社会基本法の中には、女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであるということにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むんだと、こういう附帯決議がなされて

おります、当然衆議院でも参議院でも。だから、ほんとにこのわいせつ行為そのものは女性の人権、女性に対する暴力なんですよ。そのことをしっかりとらまえて、私は決断を下していただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

女性プランの問題ですが、これは2001年に向けてせつかく取り組んでいこうということで方針を掲げられたわけですが、いろいろとやってこられたことを述べられましたけれども、私はやっぱり一番大事なのは、女性がいかに今の社会で、これだけ不況であれば夫の収入だけでは生活していけない、こんな状況がありますよ。だから、どうしても女性が外に出て働かねばなりません。そういうときに安心して働けるようにしてあげられる、そういうことが一番先に組み込まなければならないことだと思うんですよ。

だから、この女性プランの中にも、体系図の中にしっかり示されて、雇用、就労における男女平等推進ということで、女性が働くときに必要な条件整備や技術の訓練など、そういうことがきちっと示されて、これからそれを実施していくということで体系づけられたと思うんですが、1つ例を挙げてみましても、例えば土曜日の保育所はどうですか。3時までしか保育してもらってませんから、普通どおり今まで日常ウイークデーのように子供を受けとめていただけないので、働くことができない状況に追いやられている女性も出ていますし、こういうことから解決していかねばならんと思うんですよ。

ソフトの面でいろいろな施策、フォーラムを開いたり、それからアドバイザーを要請したり、そういうことも大事なことです。しかし、現実の問題としてそういうことに取り組まんといけないと思いますので、私は来年度に向けてこういう点で解決してほしいということを1つ提案をさせていただきますので、答えていただきたいと思います。

そして、女性のセンターをつくってもらって、多くの女性が一堂に集まる、そういう場所で本当に女性として生きていく、真の男女平等の問題をいろんな角度から勉強し合える、そんな場所をつ

くってほしい。

これは女性だけの問題ではないと思うんですよ。当然この男女共同参画社会基本法も女性だけの問題としてとらまえずに、男女の問題として女性がそういうふうに行事ができるようになれば、それだけ男性も幸せになるし、男性の皆さんのそれこそ働き過ぎ、働かされ過ぎ、過労死の問題、そういった問題までも解決していく道につながるんですよと言ってるんですよ。その点についてはどうですか。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 松本議員が御質問されましたが男女共同参画社会基本法、これは1999年6月23日に施行されております。議員御指摘のとおり、男女が対等な立場で責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる、これが基本的認識ということで、我々も十分に認識をいたしているところでございます。

また、個々の問題につきまして、女性の働く場並びにそれをサポートする保育等々につきましては、我々も今後十分に検討をしていかなければならないというようにお答えさせていただきたいと、このように考えております。

今後は、女性が積極的に働ける、参画を十分にされるような社会づくりを目指して頑張っていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 1つ提案させてもらいました。保育所の問題などは、もう一度福祉の方とも相談しながら、市長もひとつこのことについては取り組んでいただけるようお願いをしときます。一言だけそのことでお答えしていただいけませんか。保育所の改善。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） また、これから相談しながら検討してまいりたいと思います。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 相談しながら検討させてい

ただきますと、こういうふうにおっしゃった。ちょっと意味がはっきりした答えでないので残念ですけれども、取り組まなあかん問題ということは確認をしていただけますね。どうですか。そのことだけちょっと。大事な問題として位置づけて取り組まなあかんことやというふうには私は確認させていただいてよろしいね。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 取り組んでまいります。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） それでは、つつじヶ丘の問題で1つこれだけはきちっと守っていただきたい。不法に宅地造成をしたという、この事実ははっきりしてます。そして、付近の住民の皆さんの声も全く、こんな工事しますよと言うただけですわ。十分に声を聞かずにどんなふうにも、この問題はこう解決してほしい、山を削るときにはこうしたらいい、ほこりもいっぱい立つからこういうふうにしてほしい、そんな声を聞かないで進めたから苦情が出たんですよ。

現在、削ったところの周辺が階段なんかひび割れを起こしたりして、すごく危険な状況になってること。これだけは一日も早くやりなさいということ言ったのに、改善しなさいと、明かりもつけて夜に通りやすいようにしてくださいと言ったのに、1週間以上たちますが、まだしてくれてません。そここのところどうですか。しっかりとそういう住民の意向を受けとめた形で造成の許可が、もうおりたとおっしゃいましたけど、おりたならきちっと進めていけるように業者に指導してください。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 開発のトラブルは、開発の事業者がまず誠意を持って解決するというのが基本になってございます。それについて行政側にいろいろ苦情もございりますが、これについては随時業者にも話をし、指導しておるところでございまして、今後業者の誓約に基づいて事業を行っていくように指導したいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番(松本雪美君) 私は、住民の皆さんが、余りにもひどい状況なので業者を呼んで、それでこんなむちゃなことをしてもらったら困ると、ここはちゃんとやりなさいと、明かりをつけて危険でないように、土を取ってしまって谷底ができて、そこへ落ちたらけがするでしょうと、こういうことで、一日も早くこれを改善して危なくないようにしなさいと言って別れたんですよ。それにまだやってないんですよ。だから、そのことをちゃんとやらせるということが行政——私はそのことをしっかりとまた原課の方にも言いました。それがやられてないということは、これはやっぱり問題ですから、そこをきっちりと指導してほしいんですよ。

雨が降って、風が吹いて、山はむき出し、どんどんほこりは飛ぶ、そして排水もまともでない、泥水が流れ出す、一体この解決はどうなるんかって、だれだってそら不安になりますよ。そここのところをしっかりとらせてほしいということをお願いしてるわけですから、いかがですか。そこはやってくださいよ。

議長(嶋本五男君) 山内事業部長。

事業部長(山内 洋君) 業者指導は徹底してまいります。

議長(嶋本五男君) 松本君。

6番(松本雪美君) そのことはよろしく願いしときますね。

それから、和泉砂川の駅前の問題ですが、先ほどお答えしていただいたのは、もと日通集荷場の土地は細長いですよ。それは私も確認をしています。ただ、今の再開発、どういう形で進むか、これがまた後戻りするか前に進むか、そこら辺のところはまあまあちょっと棚上げしときまして、今の現状を解決する方法として、少し手を加えればできるんじゃないかなということで提案さしてもらったんですが、あの日通のもと集荷場の奥の部分、JRに言ってバスのターンの帯ができる程度の幅、あと残った分を少し買い取れば、それこそターンするぐらいの広さは確保できると思うんですよ。そういう努力は今までやられましたか。そこをしっかりとってほしいんですよ。

議長(嶋本五男君) 山内事業部長。

事業部長(山内 洋君) 清算事業団より取得した用地につきましては、これは幅と申しますか、はかったことはないわけでございますけども、乗用車がUターンと申しますか、回転するについてもやっこのような状況でございますので、また信達樽井線からそこに至ります用地の部分についてもまだ行政の方で取得してないということでございますので、暫定利用は大変困難だということふうに思っておるところでございます。

ほかの方法で先行取得地の有効利用というふうなことについても、今後検討していかなければならないというふうに思っております。

議長(嶋本五男君) 松本君。あと2分ですので、簡潔にお願いします。

6番(松本雪美君) できないと決めつけてしまうんじゃないかと、一回調査をしてください。それで、必要であれば清算事業団から土地を購入すればいいんですよ。私は駅でピラまきしてましたら、駅員さんも砂川駅前どうするんかと、このバスのターンの帯を何とかすれば何とかかなるんと違うかと、清算事業団が持つてる土地でさえ、何とかこれは市からきちっと正式な形をお願いに行けば、JR西日本だってそらまた売れるんじゃないかと、そういうことをきちっと正式にやったらどうですかと言われたんですよ、逆にね。だから、そのことについて一回調査するということが、市長どうですか。駅前の整備をとりあえず整備する。こここのところを外しては私は駅前の開発はないと思いませんよ。市長にお願いしますわ。

議長(嶋本五男君) 上林助役。時間がございませんので簡潔にお願いします。

助役(上林郁夫君) 議長のお許しをいただきましたので、私の方から御答弁申し上げたいと思います。

和泉砂川駅前再開発事業につきましては、今鋭意準備組合施行という形で事業の推進に向けていろいろやっているところでございます。暫定利用につきましては、今判断する時期ではないということで、その調査等もやはり一定事業の見通しが明らかになった時点では、そういう暫定利用の件も検討する必要もあると思うんですけども、今現在はこの事業に向けて推進しているところでござ

いますので、今のところ暫定利用は考えておりませんので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明14日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明14日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時43分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 大 森 和 夫

大阪府泉南市議会議員 松 本 雪 美